

官報

号外 昭和三十三年三月二十二日

第四十回 衆議院會議録 第二十六号

昭和三十三年三月二十二日(木曜日)

議事日程 第二十三号

昭和三十三年三月二十二日

午後二時開議

第一 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第二 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 地方交付税法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件
日程第一 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後二時十五分開議
○議長(清瀬一郎君) これより會議を開きます。
日程第三 日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第四 地方交付税法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

日程第一 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案、日程第二、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

改める。

同表第五類注2(1)中「及び動物の血を」と、動物の血及びつばめの糞に改め、同表第五〇九号の品名の欄中「及びホルボーン(他の号に掲げるものを除く。)」を「ホルボーン」に改め、同表第七類注1中「わさび」を「わさび大根」に改め、同表第七〇二二号の品名の欄中「冷凍野菜」の下に「(焼き、又は煮た後に冷凍したものを含む。)」を加える。

同表第八類中

「注 この類の各号に掲げる物品は、生のままつぶし、又はすり卸したもの(苦扁桃を含む。)に限るものとし、糖類を加えたもの、粉及び果汁並びに焼き、又は煮たもの(別段の定めがあるものを除く。)を含まない。」

「注1 この表において果実には、ナットを含む。」

2 この類の各号に掲げる物品は、生のままつぶし、又はすり卸したもの(苦扁桃を含む。)に限るものとし、糖類を加えたもの、粉及び果汁並びに焼き、又は煮たもの(別段の定めがあるものを除く。)を含まない。

改める。

同表第八〇一号中「一 パナナ

改める。

「一 パナナ

右
国会に提出する。

昭和三十三年二月九日

内閣総理大臣 池田 勇人

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「〇二〇四

鳥獸肉類(生鮮又は冷凍のものに限るものとし、他の号に掲げるものを除く。)

〇二〇四

鳥獸肉類(生鮮又は冷凍のものに限るものとし、他の号に掲げるものを除く。)

一 鯨肉

二 その他のもの

改める。

同表第三類注中

「1 この表において魚類には、その肝臓及び卵、なまこ、くらげ並びにうにの卵を含む。」

「1 この表において魚類には、次の物品を含む。」

(1) 魚類の内臓及び卵

(2) なまこ、くらげ、うに並びにこれらの内臓及び卵

昭和三十三年三月二十二日 衆議院會議録第二十六号 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案外一案

昭和三十三年三月二十二日 衆議院會議録第二十六号 關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案外一案

五一六

同表第〇八〇二号中 二 オレンジ

二 オレンジ

(一) 毎年六月一日から同年一月三〇日まで輸入されるもの
(二) 毎年二月一日から翌年五月三十一日まで輸入されるもの

同表第一一〇二号の品名の欄中「加工をした穀物」の下に「(セモリナその他これに類するミールを含む)」を加え、「及びコーンミール」を「コーンミール及び小麦又は米のミール」に改め、同表第一一〇四号の品名の欄中「又はナット」を削る。

同表第二二〇七号中

一 セメンシナその他サントニン採取用の植物

二 槐花

改める。

同表第二二二〇号の品名の欄中「乾草」を「飼料用乾草」に改め、同表第二三類注の(1)中「糖類」を「しじみ糖」に改め、同表第二三〇二号の品名の欄中「セラック」の下に「その他の精製ラック」を加える。

同表第一四〇一号中 (一) その他のもの

(一) その他のもの

改める。

同表中 一四〇三

ほろき又はブラシの製造用の植物性材料(漂白し、染色し、又はコームしたものを含む。)

一四〇三

ほろき又はブラシの製造用の植物性材料(漂白し、染色し、又はコームしたものを含む。)

一 パルミラファイバー及びメキシカンファイバー

改める。

同表第一四〇五号中 三 その他のもの

三 雁皮

四 その他のもの

改める。

同表第一五〇七号中 七 やし油

七 やし油

二〇% を

二〇% に

四〇% に

一五% を

一五% に

一〇% を

無税 に

五% を

無税 に

五% に

一〇% を

無税 に

一〇% を

一〇% (その率が一キログラムにつき一〇円)の従量税率より低いときは、当該従量税率)に

九 あまに油
九 あまに油

改める。

同表第一五二三号の税率の欄中「一五%」を「二五%」に改める。

二〇〇六

調製した果実、果皮その他植物の部分(砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するものを除く)とし、他の号に掲げるものを除く。

一 砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの

(一) バイナップル(砂糖を加えたもののうち、かん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)

(二) その他のもの

(一) バイナップル

調製した果実(砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するものを除く)とし、他の号に掲げるものを除く。

一 砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの

(一) バイナップル

(二) その他のもの

改める。

同表第二二〇一号の品名の欄中「(いり、又は調製したものに限る。)」を「(調製したものと及びコーヒー増量物を含むものとし、いつたものに限る。)」に改め、同表第二五〇四号の税率の欄中「一〇%」を「一五%」に改める。

同表中 二五一一 重晶石及び毒重石(焼いたものを含むものとし、精製酸化バリウムを除く。)

二五一一 重晶石及び毒重石(焼いたものを含むものとし、精製酸化バリウムを除く。)

一 重晶石

一〇% を

一〇% に

一〇% (その率が一キログラムにつき一〇円)の従量税率より低いときは、当該従量税率)に

を

に

無税 を

(一) 粉末のもの
イ 塩酸不溶分が乾燥状態において全重量の九六%以上のも
ロ その他のもの
(二) その他のもの
二 毒重石

無税 二〇%
無税 一〇%
無税

に

改める。

同表第二五三〇号の品名の欄中「乾燥状態」を「天然のものに限るものとし、乾燥状態」に改め、同表第二六類注1(2)中「りんを含有する鉱さい」を「トーマスりん肥」に改める。

同表第二六〇一号中
四 モリブデン鉱及びアンチモン鉱
五 その他のもの

無税 無税
無税 無税

を

四 マンガン鉱
五 タングステン鉱
六 モリブデン鉱

無税 無税
無税 無税

に

(一) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

無税 一五%
無税 無税

に

(二) その他のもの
七 アンチモン鉱
八 その他のもの

無税 無税
無税 無税

に

改める。

「3 この部の各号に掲げる物品で、投与量にしたもの又は小売用に包装したものは、1本文又は2に規定する物品を除き、第三〇〇三号から第三〇〇五号まで、第三二〇九号、第三三〇六号、第三五〇六号、第三七〇八号又は第三八一一号に掲げる物品を含む。」

に

「3 第三〇〇三号から第三〇〇五号まで、第三二〇九号、第三三〇六号、第三五〇六号、第三七〇八号又は第三八一一号に掲げる物品でこの部の他の号に同時に該当するものを投与量にし、又は小売用に包装したものは、1本文又は2に規定する物品を除き、当該他の号に掲げる物品に含まない。」

に

改める。

同表第二八類注1(3)中「溶液(水溶液及び特定の用途に適するものを除くものとし、単に保全又は輸送のために溶液としたものを含む。)」を「水溶液以外の溶液(保全又は輸送のためのものに限るものとし、特定の用途に適するものを除く。)」に改める。

同表第二八〇五号中
四 その他のもの

一〇% 一〇%
一〇% 一〇%

を

四 金属リチウム
五 その他のもの

二〇% 一〇%
一〇% 一〇%

に

改める。

同表第二八二八号中
(一) その他のもの

無税

を

(二) その他のもの
イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの
ロ その他のもの

無税 一五%
無税 一五%

に

改める。

同表第二八二九号中
二 その他のもの

一五% 一五%
一五% 一五%

を

三 ふつ化リチウム
その他のもの

一五% 一五%
一五% 一五%

に

改める。

同表第二八三八号中
一 硫酸カリウム

一〇%

を

一 硫酸カリウム

一〇%

を

(一) 乾燥状態において、酸化カリウムとして計算したカリウムの含有量が全重量の五三・五%に満たないもので塩素の含有量が全重量の〇・〇三%以上のもの
(二) その他のもの

無税 一〇%
無税 一〇%

に

改める。

同表第二八四二号中
六 その他のもの

一五%

を

六 重炭酸カリウム
(一) 粗製のもので、酸化第二鉄として計算した鉄の含有量が乾燥状態において全重量の〇・一%以上のもの
(二) その他のもの

無税 一五%
無税 一五%

に

改める。

同表第二八四三号の税率の欄中「五%」を「一五%」に改める。

同表第二八五七
物(他の号に掲げるものを除く。)

一五%

を

改める。

「二八五七
水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物(他の号に掲げるものを除く。)

二〇% 一五%
一五% 一五%

に

一 水素化リチウム
二 その他のもの

二〇% 一五%
一五% 一五%

に

同表第二九類注1(2)中「同一の示性式で表示される有機異性体の二以上の混合物」を「同じ有機化合物の二以上の異性体の混合物」に改め、同類注1(4)中「溶液(水溶液及び特定の用途に適するものを除くものとし、単に保全又は輸送のために溶液としたものを含む。)」を「水溶液以外

昭和三十七年三月二十二日 衆議院會議録第二十六号 關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案外一案

五一八

の溶液(保全又は輸送のためのものに限るものとし、特定の用途に適するものを除く。)に改め、同類注6中「この類の各号」の下に「細分に関する規定を除く。」を加え、同類注6中スルホハロゲン化合物の特性を与える硫黄又はハロゲン化合物若しくはスルホハロゲン化合物のハロゲン」を「ハロゲン化合物(これらの複合化合物を含む。)の特性を与える硫黄又はハロゲン」に改め、同類注7(5)中「アルジミン」を「アルドイミン」に改める。

同表第二九〇一号中

Ⅳ その他のもの

Ⅳ ベーターメチルナフタリン

改める。

同表第二九〇二号中

三 クロルデン、ヘプタクロル及びアルドリ

二〇%
二〇%
を

四 その他のもの

三 オクタクロルテトラヒドロメタノインダン(タロルデン)、ヘプタ

二〇%
二〇%
を

四 トリクロルモノフルオルメタン

二〇%
二〇%
に

改める。

同表第二九〇三号中

一 ニトロ化合物

(一) キシレンムスク及びシメンムスク

二五%
二〇%
を

一 キシレンムスク及びシメンムスク

二五%
二〇%
に

改める。

一 非環式化合物

(一) 酢酸

(二) ステアリン酸及びオレイン酸

一〇%
一五%
を

(三) 酢酸エステル

イ 酢酸アミル、酢酸リナリル及び酢酸テ

二五%
二〇%
を

ロ その他のもの

四 プロピオン酸エチル、プロピオン酸アミ

二五%
二〇%
を

ル、酪酸エチル、酪酸アミル、吉草酸エチ

ル及び吉草酸アミル

五 その他のもの

二 環式化合物

(一) 酢酸ベンジル、安息香酸メチル及びシク

二五%
二〇%
を

ロヘキシルプロピオン酸アミル

(二) 一六―デヒドロプレグネノロンアセテ

同表第二九一四号中

ト、デルター・四・九―一六アルファ
メチル―一七アルファ―ヒドロキシ―二
―アセトキシプレグナトリエン―三・
二〇―ジオン及び一七アルファ―ヒドロ
キシ―二―アセトキシプレグナン―
三・一―二〇―トリオン
その他のもの

一〇%
二〇%
に

一 酢酸

二 ステアリン酸及びオレイン酸

三 酢酸エステル

(一) 酢酸アミル、酢酸リナリル、酢酸ベンジル及び酢酸テルピニ

二五%
二〇%
に

四 その他のもの

四 プロピオン酸エチル、プロピオン酸アミル、酪酸エチル、酪酸ア

二五%
二〇%
に

ミル、吉草酸エチル及び吉草酸アミル

五 安息香酸メチル及びシクロヘキシルプロピオン酸アミル

二五%
二〇%
に

六 一六―デヒドロプレグネノロンアセテト、デルター・四・九―

一六アルファ―メチル―一七アルファ―ヒドロキシ―二―アセ

二五%
二〇%
に

トキシプレグナトリエン―三・二〇―ジオン及び一七アルファ―

ヒドロキシ―二―アセトキシプレグナン―三・一―二〇―ト

二〇%
二〇%
に

七 その他のもの

一 非環式化合物

(一) しゅう酸

(二) アジピン酸

二〇%
二〇%
に

(三) その他のもの

二 環式化合物

(一) フタル酸、無水フタル酸及びイソフタル

一五%
二〇%
に

酸

(二) テレフタル酸

(三) その他のもの

三 フタル酸、無水フタル酸及びイソフタル酸

四 テレフタル酸

五 その他のもの

二〇%
二〇%
に

改める。

昭和二十七年三月二十二日 衆議院會議録第二十六号 関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案外一案

四 その他のもの (一) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの イ 塩化ビニル樹脂の組物材料(しんにとうを用いたものに限る。) ロ その他のもの 改める。	二 桐のもの 三 松属、もみ属(カリホルニヤレッドファー、グランドファー、ノールファー及びパシフィックシルバーファーを除く。)、とうひ属(シトカスプルスを除く。)、又はからまつ属のもの(厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。) 四 その他のもの 改める。	同表第三九〇三号の品名の欄中「酢酸纖維素」の下に「(成型その他の加工のために他の物質を加えたものを含むものとし、塊、粒、フレーク、粉その他これらに類する形状のものに限る。)」を加え、同表第三九〇五号の品名の欄中「天然樹脂を熱変性したもの及び」を「天然樹脂(ロジンを除く。を熱変性したもの及び)」に改め、同表第三九〇六号の品名の欄中「その他これらに類する」を「その他の」に改め、同表第四〇類注4中「その他の要件を備えている物品」を「その他の合成物質で次の要件を備えているもの」に、「縮重合物」を「重縮重合物」に、「加硫され、その後は熱可塑性を失ふこと」を「加硫したもの」が熱可塑性物質でないことに改め、「同表第四〇〇六号の品名の欄中」並びに天然ゴム又は合成ゴムをしみ込ませた糸及び絶縁テープその他紙、織物その他の支持物に天然ゴム又は合成ゴムを塗布し、又はしみ込ませた物品(加硫してないものに限るものとし、他の号に掲げるものを除く。を「天然ゴム又は合成ゴムを塗布し、又はしみ込ませた糸及び織物並びに絶縁テープその他紙、人造プラスチックその他の支持物に天然ゴム又は合成ゴムを主体とする接着剤を塗布した接着用の物品を含み、加硫してないものに限るものとし、前五号に掲げるものを除く。)」に改める。	同表第四六類注1(5)中「馬毛」の下に「牛毛」を加え、同表第四六〇一号の税率の欄中「一〇%」を「二〇%」に改め、同表第四八〇六号の品名の欄中「一 紙」を「一 紙及び一平方メートルの重量が三〇〇グラム以下の板紙」に、「二 板紙」を「二 その他のもの」に改め、同表第四八一四号の品名の欄中「封かん葉書、郵便葉書」を削り、同表第四八一五号の品名の欄中「試験紙」の下に「(理化学用又は工業用のものに限る。)」を加え、同表第五一〇二号の品名の欄中「アセテート纖維」を「アセテート纖維」に改め、同表第五一〇四号の品名の欄中「アセテート纖維」の下に「(これらのものの原料から製造したストリップ、管その他これらに類する形状の物品を含む。)」を加え、同表第五三類注2中「裁断くず」を「切断くず」に改め、同表第五五〇五号の品名の欄中「カタン糸」の下に「ししゅう糸」を加え、同表第五九一〇号の品名の欄中「織物類」を「基布」に改め、同表第六〇類注5中「裁断くず」を「切断くず」に、「五〇センチメートル」を「羊毛製又は織獣毛製のものについては五〇センチメートル、合成纖維製のものについては三〇センチメートル」に改め、同表第六〇〇一号の品名の欄中「羊毛製又は織獣毛製のものに限る。を「羊毛製、織獣毛製又は合成纖維製のものに限る。に改める。	同表中 「四二〇四 コンベアベルト(ベルトを含む。)、カードクロージングレザ、ピッカー、ガスケットその他機械用又は工業用の製品(革製又はコンポジションレザ製のものに限る。) 一 ベルト(パルチングを含む。)、コーミングレザ及びインターギルレザ 二 その他のもの 改める。	同表第六〇〇三号中 一 合成纖維製のもの (一) 女子用の長くつ下 (二) その他のもの 改める。	同表第四四二二号中 二 その他のもの 改める。	同表第六〇〇三号中 一 合成纖維製のもの (一) 女子用の長くつ下 (二) その他のもの 改める。
---	---	--	--	--	--	--	--

[illegible]

五二一

二 黄銅又は青銅のもの
三 その他のもの
(一) ベリリウム銅合金の中空棒
(二) その他のもの
に
二五%
三〇%
二五%

同表第七四一三号中 二 その他のもの

二 その他のもの
(一) スネークチェーン
(二) その他のもの
に
二〇%
三〇%
二〇%

同表第七五〇三号の品名の欄中「帯、はく」の下に「浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくのみ厚さが〇・一五ミリメートル以下のものに限る。」を加え、同表第七八〇三号の税率の欄中「一五%」を「二〇%」に改め、同表第七九〇三号の品名の欄中「帯、はく」の下に「浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくのみ厚さが〇・一五ミリメートル以下のものに限る。」を加え、同表第八二〇三号の品名の欄中「ピンセット」をやつとこに改める。

同表第一六部注中「7 1 から6 までにおいて「機械」とは、この部の各号に掲げる機械類及び電気機器をいう。

「7 1 から6 までにおいて「機械」とは、この部の各号に掲げる機械類及び電気機器をいう。

8 この部において「自蔵する」とは、内蔵し、又はマウントしていることをいい、「付き」とは、自蔵し、又は同床にあることをいう。

同表第八四類注1中「ポンプその他の機械類及びこれらの陶磁製部分品」を「機械類及び機械部分品」に、「そのガラス製部分品」を「機械部分品」に改め、同表第八四〇七号の品名の欄中「ベルト水車及びこれらの部分品」を「及びその部分品」に改め、「及びベルト水車を削り、同表第八四一〇号の品名の欄中「積算液量計の付いた電動式のものを」「積算液量計及び電動装置を自蔵するもの」に改め、同表第八四二一号の品名の欄中「液体用のものを除く」を「(気体用のものに限る)」に改め、同表第八四二二号の品名の欄中「湿度の調節機構の付いたものを」「湿度を變化させる機構を自蔵するもの」に改め、同表第八四二五号の品名の欄中「冷凍機構付きのもの」を「冷凍機構を自蔵するもの」に改め、同表第八四二九号の品名の欄中「自動包装機」を「オートマチックラッピングマシン」に改め、同表第八四三六号の品名の欄中「紡績機」を「紡績機械」に改め、同表第八四四〇号の品名の欄中「電気せんたく機」を「電気洗たく機」に改め、同表第八四四一號の品名の欄中「(ミシン用テーブルを含む)」を削り、同表第八四四二號の品名の欄中「なめし機」の下に「仕上げ機」を加え、同表第八四四五號の品名の欄中「第八四四九號」を「前号、第八四四九號」に改め、同表第八四四九號の品名の欄中「ニューマチックツール及び電気式

でない原動機付きのもの」を「電気式でない原動機を自蔵するもの及びニューマチックツール」に改め、同表第八四五〇号の品名の欄中「処理するものに限る」を「処理するものに限るものとし、軟ろうを用いてろう接するものを除く」に改め、同表第八四五三號の品名の欄中「機構付きのもの」を「機構を自蔵するもの」に改め、同表第八四五七號の品名の欄中「フィラメントの取付けその他の組立て」を「ガラス部分との組立て」に改め、同表第八四六三號の品名の欄中「伝動軸」の下に「クランク」を加え、同表第八五〇五號及び第八五〇六號の品名の欄中「電動装置付きのもの」を「電動装置を自蔵するもの」に改め、同表第八五一五號の品名の欄中「音声再生機付きのもの」を「音声再生機を自蔵するもの」に改める。

同表中「八五二三 絶縁電線及び絶縁ケーブル(棒状、带状その他これらに類する形状のもの、エナメルを塗布し、又は酸化皮膜処理をしたもの及び接縛子を取り付けたものを含む)」を
に
二〇%

「八五二三 絶縁電線及び絶縁ケーブル(棒状、带状その他これらに類する形状のもの、エナメルを塗布し、又は酸化皮膜処理をしたもの及び接縛子を取り付けたものを含む)」
に
二五%
二五%
二〇%

一 電力ケーブル及び通信ケーブル
二 合成ゴムで被覆したもの(一に掲げるものを除く)
三 その他のもの
に
二五%
二五%
二〇%

同表第八七〇二號の品名の欄中「スポーツカー」を「レースカー」に、「輪距」を「ホイールベース」に改める。

同表第八九〇四号中 一 貨物船、油槽船及び上陸用舟艇
二 その他のもの
に
二%
三%

一 リバティ型船その他の戦時標準型貨物船、油槽船及び上陸用舟艇
二 貨物船(一に掲げるものを除く)
三 輸送航空母艦
四 その他のもの
に
〇・八%
一・二%
一・五%
二・三%

改める。

同表第九一〇二號の品名の欄中「置時計及び掛時計(ウォッチムーブメントを有するものに限る)」を「時計(ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、前号又は次号に掲げるものを除く)」に改め、同表第九二類注1(3)中「ラジオ受信機付きの」を「ラジオ受信機を自蔵する」に改め、同表第九五〇八號の品名の欄中「穀粉、でん粉」を削る。

同表第九八〇三号中 二 その他のもの
に
二五%
二〇%

五三

昭和三十七年三月二十二日 衆議院會議録第二十六号 關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案外一案

一 第二条から第六条まで、第七条第一項、第七条の二又は第七条の三の規定により關稅の免除を受けた物品については、その免除を受けた額

二 第八条第二項の輕減稅率の適用を受けた物品については、關稅定率法別表の稅率により計算した關稅の額と当該輕減稅率により計算した關稅の額との差額

三 第八条第二項の關稅定率法別表の稅率の適用を受けた物品については、当該關稅定率法別表の稅率により計算した關稅の額と当該物品に係る別表の稅率により計算した關稅の額との差額

第十一条中「第七条の二又は」を「第七条の二若しくは」に、「關稅を免除し、又は輕減した場合」を「關稅を免除した場合、第七条の四若しくは第七条の五の規定により關稅の還付をする場合又は第八条第二項の輕減稅率若しくは關稅定率法別表の稅率を適用した場合」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第七条の四及び第七条の五又は第八条第二項の規定に係る場合には、關稅法第五十五条第一項第五号中「關稅の輕減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは、それぞれ「關稅の還付に係る貨物」又は「輕減稅率若しくは關稅定率法別表の稅率の適用を受けた貨物」と読み替えるものとする。

第十二条の見出しを削り、同条第二項中「第二条から第六条まで、第七条第一項、第七条の二又は第七条の三の規定により免除又は輕減を受けた關稅」を「第十条第一項各号に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額の關稅」に改め、同条を第十二条の二とし、第十一条の次に次の一条を加える。

(罰則)

第十二条 偽りその他不正の行為により第七条の四第一項又は第七条の五第一項の規定による關稅の還付を受け、又は受けようとした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る還付金の額の十倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえる当該還付金の額の十倍に相当する金額以下とすることができる。

第十四条中「前三条」を「前三条」に改める。

第十五条中「前三条」を「前三条」に改める。

別表中第四〇二号の前に次のように加える。

〇二〇四 鳥獸肉類(生鮮又は冷凍のものに限るものとし、

他の号に掲げるものを除く。)

一 鯨肉

一〇% 昭和三十七年九月三〇日

同表第四〇二号、第四〇三号、第四〇四号及び第七〇五号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改め、同表第七〇五号の次に次のように加える。

〇八〇一	バナナ、パイナップル、なつめやしの実、ココヤシの実、ブラジルナット、カシューナット、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン(殻を除いたものを含むものとし、生鮮又は乾燥のものに限る。)	二〇%	昭和三十八年三月三十一日
一 バナナ	(1) 昭和三十七年四月一日から同年六月四日まで輸入されるもの	二〇%	昭和三十八年三月三十一日
(2) 昭和三十七年六月五日から昭和三十八年九月三〇日まで輸入されるもの	コーヒ(いつたもの及びカフェインを除いたものを含む)、コーヒ豆の殻及び皮並びにコーヒ代用物でコーヒを含有するもの	五〇%	昭和三十八年三月三十一日
一 コーヒ	(1) コーヒ豆(いつてないものに限る。)	二〇%	昭和三十八年三月三十一日

同表第一〇〇一号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改める。

一 大豆	一〇%	昭和三十七年三月三十一日
二 落花生	一〇%	昭和三十七年三月三十一日
三 菜種及びからしの菜の種	五%	昭和三十七年三月三十一日
七 サフラワーの種	無税	昭和三十七年三月三十一日
二 落花生	一〇%	昭和三十七年三月三十一日
三 菜種及びからしの菜の種	五%	昭和三十七年三月三十一日
七 サフラワーの種	無税	昭和三十七年三月三十一日
二 落花生	一〇%	昭和三十七年三月三十一日
三 菜種及びからしの菜の種	五%	昭和三十七年三月三十一日
七 サフラワーの種	無税	昭和三十七年三月三十一日

改め、同号の次に次のように加える。
一三〇二 ラック、ガム、樹脂(ロジンを除く)、ガムレジン及びバルサム
二 シードラック
(1) 当該年度における国内需要見込数量から

に を

一三〇三 樹液、植物性エキス、ペクチン、寒天その他植物性原料から抽出し、又は抽出した物品 六 除虫菊エキス	国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	一〇%	昭和三十九年三月三十一日
	(2) その他のもの	二五%	昭和三十九年三月三十一日
	三 セラックその他の精製ラック (1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの (2) その他のもの	一五% 三〇%	昭和三十九年三月三十一日 昭和三十九年三月三十一日

同表第一四〇五号の品名の欄中「三 その他のもの」を「四 その他のもの」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改め、同号の次に次のように加える。

一五〇四 魚類、軟体動物又は海棲哺乳動物の油脂 一 魚油のうち昭和三十七年一月一日から昭和三十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(一) その率が一キログラムにつき八円以上の低税率を課するもの	二五%	昭和三十九年三月三十一日
	(二) その他のもの	二五%	昭和三十九年三月三十一日

同表第一五〇七号中	一 大豆油	二〇%	昭和三十七年三月三十一日
	二 落花生油	二〇%	昭和三十七年三月三十一日
	三 菜種油及びからし種油	一五%	昭和三十七年三月三十一日
	四 ごま油	一五%	昭和三十七年三月三十一日

一 大豆油	二〇%	昭和三十八年三月三十一日
二 落花生油	二〇%	昭和三十八年三月三十一日
二 菜種油及びからし種油	一五%	昭和三十八年三月三十一日
四 ごま油	一五%	昭和三十八年三月三十一日
五 綿実油のうち昭和三十七年一月一日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの	一キログラムにつき二〇円五〇銭	昭和三十八年三月三十一日

改め、同号の次に次のように加える。

一五二六 植物性ろう(着色したものを含む。)	五%	昭和三十八年三月三十一日
二〇〇六 一 カルナバウ 調製した果実(砂糖を加えたもの及びアルコールを含むものを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。)	三五%	昭和三十八年三月三十一日
一 砂糖を加えたもの及びアルコールを含むもの	三五%	昭和三十八年三月三十一日
(一) バイナップル (1) 昭和三十七年四月一日から同年六月四日までに輸入されるもの	五五%	昭和三十八年三月三十一日
(2) 昭和三十七年六月五日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの	五五%	昭和三十八年三月三十一日
二 その他のもの (一) バイナップル (1) 昭和三十七年四月一日から同年六月四日までに輸入されるもの	二五%	昭和三十八年三月三十一日
(2) 昭和三十七年六月五日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの	五五%	昭和三十八年三月三十一日
二五〇四 黒鉛(天然のものに限る。)	五五%	昭和三十八年三月三十一日
一 全重量の六〇%以上のものが日本工業規格(工業標準化法(昭和二十四年法律第一八五		

昭和三十七年三月二十二日 衆議院會議録第二十六号 関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案外一案

五二六

号) 第一七条に規定する日本工業規格をい る。以下同じ。による一〇五ミクロンの標 準ふるいを通過するもの	一〇%	昭和三七 年九月三〇日
二 その他のもののうち粉状のもので昭和三七 年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日ま でに輸入される次に掲げるもの	(1) 課税価格が一キログラムにつき四五円以 下のもの	一〇%
(2) 課税価格が一キログラムにつき四五円を こえ、四九円五〇銭以下のもの	一キログ ラムにつ き、課税 価格と四 九円五〇 銭との差 額	一〇%
二五〇五 砂(着色したものを含む、天然のものに限るもの とし、金剛砂を除く)	一 けい砂のうち昭和三十七年一〇月一日から昭 和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの	無税
(1) 当該年度における国内需要見込数量から 国内生産見込数量を控除した数量を基準 とし、国際市況その他の条件を勘案して 政令で定める数量以内のもの	無税	昭和三七 年九月三〇日
(2) その他のもの	一五%	
同表第二五二三号の品名の欄中「コランダム以外のもの」を「コランダムサンド以外のもの」に 改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改め、同号 の次に次のように加える。		
二五二〇 石膏(無水のもの及び焼いたものを含む。)及びこ れをもととしたプラスト(着色したものを含む ものとし、歯科用に調製したものを除く。)	一 石膏	無税
(+) 焼いてないものうち昭和三十七年一〇月 一日から昭和四〇年三月三十一日までに輸 入されるもの	(1) 当該年度における国内需要見込数量か ら国内生産見込数量を控除した数量を 基準とし、国際市況その他の条件を勘 案して政令で定める数量以内のもの	無税
(2) その他のもの	一〇%	
二六〇一 金属鉍(精鉍を含むものとし、硫化鉄鉍にあつて は、焼いたものに限る。)	四 マンガン鉍のうち昭和三十七年一〇月一日か ら昭和四〇年三月三十一日までに輸入される もの	無税
(1) 当該年度における国内需要見込数量から 国内生産見込数量を控除した数量を基準 とし、国際市況その他の条件を勘案して 政令で定める数量以内のもの	(2) その他のもの	一〇%
五 タングステン鉍のうち昭和三十七年一〇月一 日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入さ れるもの	(1) 当該年度における国内需要見込数量から 国内生産見込数量を控除した数量を基準 とし、国際市況その他の条件を勘案して 政令で定める数量以内のもの	無税
(2) その他のもの	無税	
六 モリブデン鉍	無税	
(+) その他のもの	無税	
七 アンチモン鉍のうち昭和三十七年一〇月一日 から昭和四〇年三月三十一日までに輸入され るもの	無税	
(1) 当該年度における国内需要見込数量から 国内生産見込数量を控除した数量を基準 とし、国際市況その他の条件を勘案して 政令で定める数量以内のもの	無税	
(2) その他のもの	一〇%	
同表第二七〇四号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に 改める。		
同表第二七二〇号中	(四) 潤滑油(流動パラフィンを含 む。)	無税
ロ その他のものうち伸展油 (スチレン及びブタジエン を原料として合成ゴムを製	無税	

造する際に混入して使用するものに限る。)

無税
昭和三十七年
三月三十一日

四 重油及び粗油のうち製油の原料として使用されるもの(これらの物品を原料とする製油が関税法第五十六条(保税工場の許可)に規定する保税作業により行なわれた場合の製品で、同法第四条第二号(原料課税)の税関長の承認を受けたものを含む。)

一
リットル
につき
三〇円
昭和三十八年
三月三十一日

四 潤滑油(流動パラフィンを含む。)

ロ その他のものうち伸展油(スチレン及びブタジエンを原料として合成ゴムを製造する際に混入して使用するものに限る。)

無税
昭和三十八年
三月三十一日

改める。

同表第二七四号中 二 石油コークス

二 石油コークスのうち揮発成分の含有量が全重量の三%以上のもの

無税
昭和三十七年
三月三十一日

改め、同号の次に次のように加える。

二八〇五 アルカリ金属、アルカリ土類金属、希土類金属(イットリウム及びスカンジウムを含む。)及び水銀

無税
昭和三十八年
三月三十一日

三 水銀のうち昭和三十七年一月一日から昭和三十九年三月三十一日までに輸入されるもの

無税
昭和三十七年
三月三十一日

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

無税

(2) その他のもの

二五%
昭和三十七年
九月三十一日

二八二八 マグネシウム、ストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物

無税
昭和三十八年
三月三十一日

二八一九 酸化亜鉛及び過酸化亜鉛のうち昭和三十七年一月一日から昭和三十八年三月三十一日までに政令

無税
昭和三十八年
三月三十一日

二八二七 塩基性炭酸鉛のうち昭和三十七年一月一日から昭和三十八年三月三十一日までに政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの

一六%

二 五酸化バナジウム

一八%

同表第二八二八号中

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

無税

三 三酸化モリブデン

五%

ロ その他のもの

無税

改め、同号の次に次のように加える。

二八二九 ふつ化物及びフルオロシリケート、フルオロボレートその他のふつ素錯塩

一五%

二 二硫化アンチモン

一五%

一 三硫化アンチモン

一五%

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

無税

(2) その他のもの

一〇%

同表第二八四二号中

五 塩基性炭酸鉛のうち昭和三十七年一月一日から昭和三十八年三月三十一日までに政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの

無税

六 鉄(粗製の鉄)の含有量が全重量の〇・一%以上のものに

一八%

昭和三十七年三月二十二日 衆議院會議第二十六号 關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案外一案

五二八

改め、同号の次に次のように加える。

二八四三	無機物のシアン化合物及びシアン錯塩	五%	昭和三十七年九月三〇日
二八四九	一 シアン化ナトリウム及びシアン化カリウム 貴金属のコロイド及びアマルガム並びに貴金属の無機又は有機の化合物(化学的に単一でない化合物を含む。)のうち貴金属のアマルガムで昭和三十七年一月一日から昭和三十九年三月三十一日までに輸入されるもの	二五%	昭和三十七年九月三〇日
二八五七	水素化合物、窒素化合物、アジ化合物、けい化合物及びほう化合物(他の号に掲げるものを除く。)	一五%	昭和三十七年九月三〇日
二八五八	一 水素化リチウム 無機化合物(蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水及びアマルガムを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。)のうちアマルガムで昭和三十七年一月一日から昭和三十九年三月三十一日までに輸入されるもの	二五%	昭和三十七年九月三〇日

同表第二九〇一号の次に次のように加える。

二九〇二	炭化水素のハロゲン化合物 四 トリクロロモノフルオルメタン	二〇%	昭和三十七年九月三〇日
------	----------------------------------	-----	-------------

同表第二九〇八号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改める。

同表第二九一六号中	四	くえん酸カルシウム	無税	昭和三十九年三月三十一日
(1)	当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの		無税	昭和三十九年三月三十一日
(2)	その他のもの		二〇%	昭和三十九年三月三十一日
(四)	その他のもののうちコール酸		無税	昭和三十八年三月三十一日

に改める。

同表第二九三一号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改める。

同表第二九三一号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改める。

同表第二九三五号中「三 メチルピニルピリジン」を「無税 昭和三十九年三月三十一日」を

改め、同号の次に次のように加える。

三	メチルピニルピリジン	無税	昭和三十九年三月三十一日
七	その他のもののうち次に掲げるもの	一〇%	昭和三十八年三月三十一日
(1)	キノリン	無税	昭和三十九年三月三十一日
(2)	一・三・ジメチル二・六・ジオキソ・四・アミノ・五・ホルミル・アミノ・ピリミジン	無税	昭和三十九年三月三十一日

改め、同号の次に次のように加える。

二九四二	アルカロイド及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体（合成のものを含む。）	無税	昭和三十九年三月三十一日
三	その他のもの	無税	昭和三十九年三月三十一日
(一)	その他のもののうちテオフィリンカルシウム	無税	昭和三十九年三月三十一日
三二〇二	窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	無税	昭和三十九年三月三十一日
三	カルシウムシアナミド	無税	昭和三十九年三月三十一日
(一)	その他のもの	無税	昭和三十九年三月三十一日

同表第三二〇三号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改める。

同表第三二〇五号中	六 建築染料	(一) その他のもののうち国産品と競合すると認められない染料で政令で定めるもの	一〇%	昭和三十七年三月三十一日
		一〇 けい光白色染料のうちアルファ・ベータ・ジ・ベンゾキザゾリル(一・二)エチレン化合物を主体とするもの	一〇%	昭和三十八年三月三十一日
		一一 反応性染料のうち政令で定めるホット型のもの	一〇%	昭和三十八年三月三十一日

改め、同号の次に次のように加える。

六 建築染料

(一) その他のもののうち国産品と競合すると認められない染料で政令で定めるもの

一〇 けい光白色染料のうちアルファ・ベータ・ジ・ベンゾキザゾリル(一・二)エチレン化合物を主体とするもの

一一 反応性染料のうち政令で定めるホット型のもの

昭和三十七年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

昭和三十八年三月三十一日

改め、同号の次に次のように加える。

昭和三十七年三月二十二日 衆議院會議録第二十六号 関稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案外一案

三三〇七	顔料その他の着色剤（他の号に掲げるものを除く。）及び無機物のルミノホア	一五%	昭和三十七年九月三〇日
三五〇三	ゼラチン（正方形又は長方形のもの、着色したもの及び型押しその他の表面加工をしたものを含むものとし、ゼラチンポストカードを除く。）及びゼラチンタンネットその他のゼラチン誘導体並びににかわ、魚膠及びアイシンググラス	一〇%	昭和三十七年九月三〇日
	一 ゼラチン及びにかわ	一〇%	昭和三十七年九月三〇日
	(1) ゼラチン	一〇%	昭和三十七年九月三〇日
	(2) にかわ	二〇%	昭和三十七年九月三〇日
三八〇一	人造黒鉛及びコロイド状黒鉛（油に懸濁しているものを除く。）	一〇%	昭和三十七年九月三〇日
	一 人造黒鉛	一〇%	昭和三十七年九月三〇日
	(一) 全重量の六〇%以上のものが日本工業規格による一〇五ミクロンの標準ふるいを通過するもの	一〇%	昭和三十七年九月三〇日

同表第三八四号の品名の欄中「四エチル鉛及び四メチル鉛」を「テトラアルキル鉛」を主体とするアンチノック剤に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改め、同表第三八四号を削り、同表第三九〇号の品名の欄中「ポリウレタン、シリコン」を「ポリウレタン」に、「縮重合物」を「重合物」に改め、「重合加物」の下に「並びにシリコン」を加え、「厚さが〇・〇一ミリメートルから〇・〇一七ミリメートルまで又は〇・〇二二ミリメートルから〇・〇二八ミリメートルまで」を「厚さが〇・〇〇八ミリメートルから〇・〇四二ミリメートルまで」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改め、同表第三九〇号の次に次のように加える。

四二〇四 革製品及びコンポジションレザー製品（機械用又は工業用のものに限る。）

一 ベルト（ベルトを含む）、コミーキングレザー及びインターギルレザー

一五%

昭和三十七年九月三〇日

同表第四四〇五号の品名の欄中「もみ属」の下に「（カリホルニヤレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）」を加え、同号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改め、同号の次に次のように加える。

四四一八 再生木材（板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る。）

一 板状のもの

一五%

昭和三十七年九月三〇日

四八〇九 建築用ボード（繊維素パルプその他の植物繊維から製造したものに限るものとし、樹脂、人造プラスチックその他の有機結合剤を用いてあるかどうかを問わない。）のうち昭和三十七年一月一日から昭和三十九年三月三十一日まで輸入されるもの

二五%

同表第六二〇三号中

イ ガンニ袋（一平方メートルの重量が五〇〇グラム以上の布で作つたものに限る。）

一五%

昭和三十七年三月三十一日

ロ その他のもの

一五%

昭和三十七年三月三十一日

イ ガンニ袋（一平方メートルの重量が五〇〇グラム以上の布で作つたものに限る。）

二五%

昭和三十九年三月三十一日

ロ その他のもの

二五%

昭和三十九年三月三十一日

改める。

同表第七〇〇三号及び第七〇一一号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十七年九月三〇日」に改め、同表第七〇一一号の次に次のように加える。

七二〇二 貴石及び半貴石（天然のものに限る。）

一 その他のもの

(一) 機械用又は工業用に供するために形作つたもの

イ ダイヤモンドのもの（伸線用にあな

昭和三十七年三月二十二日 衆議院會議録第二十六号 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案外一案

五三〇

七三〇二	フェロアロイ	五%	昭和三十七年九月三〇日
二	フェロマンガンのうち昭和三十七年一〇月一日から昭和三十八年三月三十一日までに輸入されるもの	二五%	
四	フェロニッケルのうち昭和三十七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの	一五%	
五	その他のものうち次に掲げるもの		
(1)	フェロモリブデンのうち昭和三十七年一〇月一日から昭和三十九年三月三十一日までに輸入されるもの	二〇%	
(2)	フェロタンクステンのうち昭和三十七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの	一五%	
同表第七三二五号中	一 合金鋼		
(一)	高速鋼(クロムの含有量が全重量の三%以上、タンクステン及びモリブデンの含有量の合計が全重量の八%以上のものに限る。)	一五%	昭和三十七年三月三十一日
ロ	その他のもの	一五%	昭和三十七年九月三〇日
一 合金鋼	(一) バイメタル(板又は帯のもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%をこえるものに限る。)	一五%	昭和三十七年九月三〇日
改め、同号の次に次のように加える。	七四〇二 銅のマット、塊及びくず並びにセメントカップパー及び自然銅		
二 塊	(一) 銅(合金を除く。)のものうち銅の含有量が全重量の九五%をこえるもの(銅の含有量が全重量の九・八%以下のもので電解精製用のものを除く。)で昭和三十七年一〇月一日から昭和三十八年三月三十一日までに政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの	一キロログラムにつき三〇円	
(一)	黄銅又は青銅のものうち昭和三十七年一〇月一日から昭和三十八年三月三十一日までに政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの	一キロログラムにつき三〇円	
(二)	その他のものうち昭和三十七年一〇月一日から昭和三十八年三月三十一日までに政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの	一キロログラムにつき三〇円	
七四〇二	マスターアロイ	一〇%	昭和三十七年九月三〇日
七四〇三	銅の棒、形材及び線	二〇%	昭和三十七年九月三〇日
一	棒及び形材	二〇%	昭和三十七年九月三〇日
(二)	その他のもの	二〇%	昭和三十七年九月三〇日
二 線	(一) その他のもの	二〇%	昭和三十七年九月三〇日
(二)	イ ペリリウム銅合金の棒	二〇%	昭和三十七年九月三〇日
七四〇四	銅の板及び帯	二〇%	昭和三十七年九月三〇日
三	その他のもの	一五%	昭和三十七年九月三〇日
(一)	ペリリウム銅合金のもの	二五%	昭和三十七年九月三〇日
七四〇六	銅の粉及びフレーク	二〇%	昭和三十七年九月三〇日
七四〇七	銅の管及び中空棒	二五%	昭和三十七年九月三〇日
三	その他のもの	二〇%	昭和三十七年九月三〇日
(一)	ペリリウム銅合金中空棒	二〇%	昭和三十七年九月三〇日
七四一三	銅製のくさり及びくさり部分品	二〇%	昭和三十七年九月三〇日
二	その他のもの	二〇%	昭和三十七年九月三〇日
(一)	スネークチェーン	二〇%	昭和三十七年九月三〇日
二 塊	(一) ニッケル(合金を除く。)のもの		
ロ	その他のもの		

同表第七五〇一号中

(一) ニッケル(合金を除く。)のもの ロ その他のもの	(1) 昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	無税	昭和三八年三月三十一日
	(2) 昭和三六年一〇月一日から昭和三八年三月三十一日までに輸入されるもの	一〇%	昭和三八年三月三十一日
(二) ニッケル合金のもの	(1) 昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	一〇%	昭和三八年三月三十一日
	(2) 昭和三六年一〇月一日から昭和三八年三月三十一日までに輸入されるもの	一〇%	昭和三八年三月三十一日
(三) ニッケル(合金を除く。)のもの	(1) 昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	無税	昭和三八年三月三十一日
	(2) 昭和三六年一〇月一日から昭和三八年三月三十一日までに輸入されるもの	一〇%	昭和三八年三月三十一日
(四) ニッケル合金のもの	(1) 昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	一〇%	昭和三八年三月三十一日
	(2) 昭和三六年一〇月一日から昭和三八年三月三十一日までに輸入されるもの	一〇%	昭和三八年三月三十一日

に

を

(一) ニッケル(合金を除く。)のもの	昭和三八年三月三十一日	五〇%
	昭和三八年三月三十一日	五〇%
(二) ニッケル合金のもの	昭和三八年三月三十一日	五〇%
	昭和三八年三月三十一日	五〇%

改める。

(一) 棒及び形材	昭和三八年三月三十一日	無税
	昭和三八年三月三十一日	無税
(二) ニッケル(合金を除く。)のもの	昭和三八年三月三十一日	一五%
	昭和三八年三月三十一日	一五%
(三) ニッケル合金のもの	昭和三八年三月三十一日	一五%
	昭和三八年三月三十一日	一五%

同表第七五〇二号中

(一) 棒及び形材	昭和三八年三月三十一日	無税
	昭和三八年三月三十一日	無税
(二) ニッケル(合金を除く。)のもの	昭和三八年三月三十一日	一五%
	昭和三八年三月三十一日	一五%
(三) ニッケル合金のもの	昭和三八年三月三十一日	一五%
	昭和三八年三月三十一日	一五%
(四) ニッケル(合金を除く。)のもの	昭和三八年三月三十一日	無税
	昭和三八年三月三十一日	無税
(五) ニッケル合金のもの	昭和三八年三月三十一日	一五%
	昭和三八年三月三十一日	一五%

に

を

昭和三十七年三月二十二日 衆議院會議録第二十六号 関稅定率法及び関稅暫定措置法の二部を改正する法律案外一案

七五〇三 ニッケルの板、帯、はく、粉及びフレイク 一 板及び帯 (一) ニッケル(合金を除く。)のもの (二) ニッケル合金のもの 二 はく、粉及びフレイク (一) ニッケル(合金を除く。)のもの ロ その他のもの (1) 昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの (2) 昭和三六年一〇月一日から昭和三八三年三月三十一日まで輸入されるもの (二) ニッケル合金のもの (1) 昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの (2) 昭和三六年一〇月一日から昭和三八三年三月三十一日まで輸入されるもの	七五〇三 ニッケルの板、帯、はく、粉及びフレイク 一 板及び帯 (一) ニッケル(合金を除く。)のもの (二) ニッケル合金のもの 二 はく、粉及びフレイク (一) ニッケル(合金を除く。)のもの ロ その他のもの (1) 昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの (2) 昭和三六年一〇月一日から昭和三八三年三月三十一日まで輸入されるもの (二) ニッケル合金のもの (1) 昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの (2) 昭和三六年一〇月一日から昭和三八三年三月三十一日まで輸入されるもの
無税 昭和三八年三月三十一日 昭和三七年三月三十一日 一五% 一キログラムにつき三五〇円 無税 一五% 五〇% 一五% 三〇% 無税 一五%	無税 昭和三八年三月三十一日 昭和三七年三月三十一日 一五% 一キログラムにつき三五〇円 無税 一五% 五〇% 一五% 三〇% 無税 一五%
に	を
改める。 同表第七五〇四号中 一 ニッケル(合金を除く。)のもの (1) 昭和三七年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの (2) 昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入されるもの 二 ニッケル合金のもの (1) ニッケル銅合金(ニッケルの含有量が全重量の六〇%以上で、七〇%以下のものに限る。)の管及び中空棒 イ 昭和三七年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの ロ 昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入されるもの (二) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの (一) その他のもの イ 昭和三七年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの ロ 昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入されるもの	改める。 同表第七五〇四号中 一 ニッケル(合金を除く。)のもの (1) 昭和三七年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの (2) 昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入されるもの 二 ニッケル合金のもの (1) ニッケル銅合金(ニッケルの含有量が全重量の六〇%以上で、七〇%以下のものに限る。)の管及び中空棒 イ 昭和三七年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの ロ 昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入されるもの (二) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの (一) その他のもの イ 昭和三七年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの ロ 昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入されるもの
二五% 昭和三八年三月三十一日 昭和三七年三月三十一日 一五% 一〇% 二五% 一五% 二五%	二五% 昭和三八年三月三十一日 昭和三七年三月三十一日 一五% 一〇% 二五% 一五% 二五%
に	を

改める。

同表第七五〇五号中

二 その他のもの

改め、同表第七六〇一号の次に次のように加える。

七六〇二 アルミニウムの棒、形材及び線

一 棒及び形材のうち昭和三十七年一月一日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入されるもの

二 線のうち昭和三十七年一月一日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入されるもの

七六〇三

アルミニウムの板及び帯のうち昭和三十七年一月一日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入されるもの

七六〇四

アルミニウムのはく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくのみ厚さが〇・一五ミリメートル以下のものに限り)のうち昭和三十七年一月一日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入されるもの

七六〇六

アルミニウムの管及び中空棒のうち昭和三十七年一月一日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入されるもの

七六二二

アルミニウム製のより線、綱、組ひもその他これらに類する物品(電気絶縁をしたものを除く)のうちより線と昭和三十七年一月一日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入されるもの

七八〇一

鉛の塊及びくず

二 その他のもの

(1) 昭和三十六年六月一日から同年九月三〇日まで輸入されるもの

(2) 昭和三十六年一月一日から昭和三八三年三月三十一日まで輸入されるもの

無税

一キロログラムにつき三五〇

一キロログラムにつき三五〇

昭和三八三年三月三十一日

に

を

(ハ) 鉛(合金を除く)のもののうち昭和三十七年一月一日から昭和三八三年三月三十一日までにおいて政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの(鉛の含有量が全重量の九五%をこえ、九九・八%以下のもので電解精製用のものを除く。)

(ニ) 鉛合金のもののうち昭和三十七年一月一日から昭和三八三年三月三十一日までにおいて政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの

(1) アンチモンを含有するもの

(2) その他のもの

二 くずのうち昭和三十七年一月一日から昭和三八三年三月三十一日までにおいて政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの

七六〇二 鉛の棒、形材及び線のうち昭和三十七年一月一日から昭和三八三年三月三十一日までにおいて政令で定める日から四年六月の間に輸入されるもの

鉛の板及び帯

一 鉛(合金を除く)のもののうち昭和三十七年一月一日から昭和三八三年三月三十一日までにおいて政令で定める日から四年六月の間に輸入されるもの

二 鉛合金のもののうち昭和三十七年一月一日

一キロログラムにつき一三〇円

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

昭和三十七年三月二十二日 衆議院會議録第二十六号 関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案外一案

五三四

七八〇五 鉛の管、中空棒及びジョイント、エルボーその他の管用手 一 管及び中空棒のうち昭和三十七年一月一日から昭和三十八年三月三十一日までにおいて政令で定める日から四年六月の間に輸入されるもの 二五%	七九〇一 亜鉛の塊及びびくす 一 塊 (一) 亜鉛(合金を除く)のもののうち亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもので昭和三十七年一月一日から昭和三十八年三月三十一日までにおいて政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの 二五%	八一〇四 卑金属及びその製品(他の号に掲げるものを除く) 二 塊、粉、フレーク及びびくす (一) アルミニウムの含有量が全重量の三%をこえるもの (二) その他のもの 一キログラムにつき一五円 一キログラムにつき一五円	同表第八四〇一号中 (一) 蒸気の発生量が毎時一、一〇〇トンに満たないもの 一五%
(一) 蒸気の発生量が毎時一、一〇〇トンに満たないもの (二) その他のもの 一五% 昭和三十八年一月三十一日	同表第八四〇五号中 イ 出力(クロスコンパウンド型のものにあつては、合計出力)が三六万キロワットに満たないもの (1) 出力が二〇万キロワットに満たないもの (2) その他のもの 一五% 昭和三十八年一月三十一日	同表第八四一〇号の品名の欄中「積算液量計の付いた電動式のもの」を「積算液量計及び電動装置を自蔵するもの」に改め、同表第八四四五号の品名の欄中「第八四四九号」を「前号、第八四四九号」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十七年九月三〇日」に改める。 (1) 計算機本体(カード式の入力機又は出力機を使用することができ、そのうち、記憶容量が三五、〇〇〇字以上の磁気コア一組を構成するカード式入力機、出力機、カード式入力機及び記憶機並びにこれらに附属する制御機 (2) その他のもの 一五% 昭和三十七年三月三十一日	同表第八四五二号中 (1) 蒸気の発生量が毎時六五〇トンに満たないもの (2) その他のもの 一五% 昭和三十七年三月三十一日

- (1) 計算機本体(カード式入力機、ラインプリンター及び磁気テープ式記憶機を使用することができ、そのうち、記憶容量が五〇、〇〇〇字以上の磁気コア式内部記憶装置を有するものに限る。)及びこれとともに輸入するカード式入力機(処理速度が毎分五五〇枚以上のものに限る。)、ラインプリンター(印刷速度が毎分五五〇行以上のものに限る。)、記憶機(磁気テープ式で記録速度が毎秒二〇、〇〇〇字以上のもの又は磁気円板式のものに限る。)並びにこれらに附属する制御機
- (2) その他のもの

無税
昭和三八年
三月三十一日
昭和三八年
三月三十一日

改める。

同表第八四三三号の品名の欄中「機構付きのもの」を「機構を自蔵するもの」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十七年九月三十日」に改め、同号の次に次のように加える。

八四六一

コック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及び自動調整弁を含むものとし、管、ボイラードラム、貯蔵タンクその他これらに類する物品に用いるものに限る。)のうち自転車用空気弁及びその弁体で昭和三十七年一月一日から昭和三十九年三月三十一日までに輸入されるもの

一個につき
三円

同表第八五〇一号中

- 一 発電機
(一) 出力(クロスコンパウンド型の蒸気タービン用のものにあつては、合計出力)が三六万キロワットに満たないもの
- 二 電動機
(一) その他のもの
- 三 変圧器
(一) その他のもの
- 四 整流機器
(一) シリコン整流器

一五% 昭和三十七年
三月三十一日
一五% 昭和三十七年
三月三十一日
一五% 昭和三十七年
三月三十一日

を

に

改める。

同表第九〇一六号中

- 一 製図機器、けがき用具、計算用具及びこれらの部分品のうち計算尺(人造プラスチック製のものに限る。)で昭和三十七年一月一日から昭和三十九年三月三十一日までに輸入されるもの
- 二 計測用又は試験用の機器及びその部分品

二一〇%

を

に

同表第九一〇一号中

- 一 課税価格が一個につき六、〇〇〇円以下のもの(うち昭和三十六年一月一日から昭和三十九年三月三十一日までに輸入されるもの(ストップウォッチを除く。))
- 二 その他のもの(課税価格が一個につき六、〇〇〇円をこえるものとする。)
- (1) 金剛又は白金製のもの
- (2) その他のもの

三〇%及び一個につき六〇円
五〇% 昭和三十六年
九月三十日
三〇% 昭和三十六年
九月三十日

を

に

昭和三十七年三月二十二日 衆議院會議録第二十六号 關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案外一案

五三六

「一 課稅價格が一個につき六、〇〇〇円以下のもの（ストップウォッチを除く。）
改める。

三〇%及
び一個に
つき六、〇
〇円
昭和三十九
年三月三十一
日

改め、同号の次に次のように加える。

九二一 時計の部分品（他の号に掲げるものを除く。）

三 ウォッチムーブメントセット（部分品の一部を取りそろえ、又は組み立てたものを含むものとし、地板を有するものに限る。）及びウォッチムーブメント用の地板

二五%及
び一個に
つき一、七
四、〇〇円
昭和三十九
年三月三十一
日

同表第九一〇七号中

「一 課稅價格が一個につき五、〇〇〇円以下のもの（ストップウォッチムーブメントを除く。）
二 その他のもの（課稅價格が一個につき五、〇〇〇円をこえるものとする。）

三〇%及
び一個に
つき五、〇
〇円
昭和三十六
年九月三十日

「一 課稅價格が一個につき五、〇〇〇円以下のもの（ストップウォッチムーブメントを除く。）

三〇%及
び一個に
つき五、〇
〇円
昭和三十九
年三月三十一
日

附 則
1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。
2 關稅定率法別表第八〇一号に掲げるバナナ及び同表第二〇〇六号に掲げるパイナップルについて、特定物資輸入臨時措置法（昭和三十一年法律第二百七十七号）第二条第一項の規定により特別輸入利益を納付した者が、当該納付に係る物品を昭和三十七年六月五日から同年十二月三十一日までに輸入する場合においては、当該物品に課する關稅については、なお従前の例による。
理 由
貿易自由化の繰上げ等に対処して、關稅率について所要の調整を行なうとともに、石油化学等特定の用途に供される石油の關稅につき暫定的に還付措置を講ずることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年二月二十三日

參議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬 一郎殿

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条に次の二項を加える。

2 組合員がその資格を喪失した後再びもとの組合の組合員の資格を取得したときは、前後の組合員期間を合算する。ただし、通算退職年金、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員期間の計算については、この限りでない。

3 前項の場合において、同じ月が前後の組合員期間に属するとき、その月は、後の組合員期間には算入しない。

第十六条中「分統」を「出産」に改める。

第十八条第一項中「遺族年金及び遺族一時金以外の給付を受ける権利を有する」を削り、同条第二項中「及び遺族一時金」を「、遺族一時金又は死亡一時金」に改める。

第三十一条第三号から第五号までを次のように改める。

三 出産費
四 配偶者出産費
五 育児手当金

第三十七条（見出しを含む。）中「分統費」を「出産費」に、「配偶者分統費」を「配偶者出産費」に、「分統」を「出産」に改め、同条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その金額が六千円に満たないときは、六千円とする。

第三十七条第三項に次のただし書を加える。

ただし、その金額が三千円に満たないときは、三千円とする。

第三十八条の見出しを「育児手当金」に改め、同条第一項を次のように改め、同条第二項中「育児手当金」を「育児手当金」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

組合員又は被扶養者である配偶者（前条第二項の規定の適用を受ける者を除く。）が出産したとき

は、育児手当金として二千四百円を支給する。ただし、その生まれ子を引き続き育てない場合は、この限りでない。

第四十条第一項中「第三十六条第二項」の下に「又は第四十五条第三項」を加え、「継続療養受給者」を「継続受給者」に改める。

第四十一条中「配偶者分給費」を「配偶者出産費」に、「分給」を「出産」に改める。

第四十五条第一項及び第四十六条第二号中「分給」を「出産」に改める。

第四十七条中「受ける金額」を「受ける金額を基準として運営規則で定める金額」に改める。

第五十条に次の一項を加える。

3 退職一時金の支給を受けるべき者（第五十四条第一項ただし書の規定の適用を受ける者を含む。以下第五十八条第二項第二号、第六十一条の二第二項及び第四項、第六十一条の三第一項、第二項及び第四項並びに第六十一条の四第一項において同じ。）で、再びもとの組合の組合員となつたものに退職年金を支給する場合は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から当該退職一時金の

基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・九に相当する額を控除した金額を当該退職年金の年額とする。

第五十条の次に次の一条を加える。

第五十条の二 退職年金を受ける権利を有する者が再びもとの組合の組合員となつたときは、組合員である間、退職年金の支給を停止する。

2 前項の規定により退職年金の支給を停止されている者が退職したときは、第十五条第二項の規定により合算した組合員期間を基礎として退職年金の年額を改定する。この場合において、その額が改定前の年額に満たないときは、その改定前の年額を改定後の年額とする。

第五十一条第一項中「前条第一項ただし書」を「第五十条第一項ただし書」に改める。

第五十三条の次に次の一条を加える。

第五十三条の二 第五十条の二第一項及び第二項前段の規定は、減額退職年金について準用する。

2 前項において準用する第五十条

の二第二項前段の規定による改定後の減額退職年金の年額は、その者が前に減額退職年金を受けていなかったとしたならば同項の規定により受けるべきこととなる改定後の退職年金の年額から、前に受けていた減額退職年金の年額とその算定の基礎となつた退職年金の年額との差額を控除した額とする。

3 第一項において準用する第五十条の二第一項の規定により減額退職年金の支給を停止されている者が五十五歳に達する前に退職した場合については、改定後の減額退職年金の年額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額と改定前の年額との差額から、その差額の百分の四に相当する金額に五十五歳と再び退職した月の末日におけるその者の年令との差年数を乗じた額を控除して得た額を、改定前の年額に加算した金額とする。

第五十五条第五項中、「当該廃疾年金に係る組合員期間」と同一の組合員期間については「を削り、同条に次の二項を加える。

6 廃疾年金を受ける権利を有する者が再びもとの組合の組合員となつたときは、組合員である間、廃疾年金の支給を停止する。

7 前項の規定により廃疾年金の支給を停止されている者について、新たに第一項の規定を適用すべき事由が生じた場合は、その時ににおける廃疾の程度に応じて廃疾年金の年額を改定する。この場合において、その額が改定前の年額（次

条第一項の規定による年額の改定があつた場合は、その改定後の年額）に満たないときは、その改定前の年額を改定後の年額とする。

第五十六条第三項中「俸給の十二月分」を「廃疾一時金の額に相当する額」に改める。

第五十八条第二項第一号中「退職」とみなして第五十条第二項の規定により算定した退職年金を「退職とみなした場合に受けるべきこととなる退職年金（減額退職年金を受ける権利を有する者については、第五十三条第一項の規定による希望を申し出

なかつたとしたならば受けるべきであつた退職年金）に改め、同項第二号中「加算した金額」の下に「（退職一時金の支給を受けるべき者で再びも

との組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、その加算した金額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額」を加え、同項第三号及び第四号中「死亡した場合」の下に「（第一号に規定する場合を除く。）」を加え、同項第五号を削る。

第六十一条の二第二項中「（第五十条第一項ただし書の規定の適用を受ける者を含む。以下次条第一項及び第六十一条の四において同じ。）」を削り、同条に次の二項を加える。

4 退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となり、新たに退職一時金の支給を受けるべき者となつた場合については、前後の退職のそれぞれについて前項の規定により算定した額の合算額を通算退職年金の年額とする。

5 通算退職年金を受ける権利を有する組合員であつた者が再びもとの組合の組合員となつたときは、組合員である間、当該通算退職年金の支給を停止する。

第六十一条の三第三項中「申出をした者」の下に「及び第二項の規定により返還一時金を受けるべき者」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「適用を受けた者」を「適用を受けた場合」に改め、「六十歳に達した日」の下に「又は前項に規定する事由が生じた日」を加え、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 退職一時金の支給を受けるべき者が再びもとの組合の組合員となり、新たに退職した場合において、その者が当該退職一時金の基礎となつてゐる組合員期間について退職年金又は廃疾年金を受けることとなつたときは、その者に返還一時金を支給する。

第六十一条の三第三項の次に次の一項を加える。

4 退職一時金の支給を受けるべき者が再びもとの組合の組合員となつたものに支給する返還一時金の額は、前後の退職のそれぞれについて前項の規定により算定した額の合算額とする。

第六十一条の四第二項中「前条第二項を前条第三項及び第四項に、同項中を前条第三項中」に改め、

「六十歳に達した日」の下に「又は前項に規定する事由が生じた日」を加える。

附則第五條第一項第一号ただし書中「第二項又は第三項」を「第二項から第四項まで」に改め、同号に次のように加える。

法律第五十五号附則第二十四條の三、第四十一條第一項又は第四十二條第一項第三号の規定により恩給公務員としての在職年の計算上加えらるべき期間（その期間を加えることにより退職年金又は遺族年金の支給を受けることができることとなる場合におけるその支給についての最短期間に達するまでの部分を除く。）

附則第五條第一項第三号中「旧法」の下に「又はその施行前の政府職員の共済組合に関する法令」を加え、「期間で施行日の前日まで引き続いているもの」を「期間」に改める。

三 その他の国家公務員及び地方公務員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の施行前における地方公務員に相当

するものを含む。）並びにこれらに準ずる者であつて、運営規則で定めるもの

附則第六條第一項第二号中「旧法第九十五條に規定する控除期間（以下「控除期間」という。）を「控除期間（旧法第九十五條に規定する控除期間及び旧法又は旧法の施行前の政府職員の共済組合に関する法令の規定による退職一時金の基礎となつた期間をいう。以下同じ。）」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

附則第八條第五項中「附則第五條第一項第三号の期間」の下に「（旧法又は旧法の施行前の政府職員の共済組合に関する法令の規定による退職一時金の基礎となつた期間を除く。）」を加え、「控除期間を有する者」を「控除期間（旧法第九十五條に規定する控除期間に限る。）を有する者」に、「控除期間に在り」を「その期間に在り」に改める。

附則第九條中「在職年」の下に「（法律第五十五号附則第二十四條第四項の規定により恩給の基礎在職年に加算されることとなつてゐる年月数を除く。）」を加える。

附則第十一條第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を二号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。

五 旧国民医療法（昭和十七年法律第七十号）に規定する日本医療団に勤務していた者（臨時に使用された者及び常時勤務に服しなかつた者を除く。）で、その業務の政府への引継ぎに伴い引き続きいて職員又は職員以外の国家公務員となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち、恩給公務員期間を除いた期間

六 法律第五十五号附則第四十二條第一項に規定する外国政府の職員（臨時に使用された者及び常時勤務に服しなかつた者を除く。）として昭和二十年八月八日まで引き続き在職したことのある者の当該在職期間のうち、恩給公務員期間を除いた期間

附則第十一條第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第二号」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第十七條の次に次の一條を加える。

（更新組合員の再就職）
第十七條の二 附則第四條第四項、第五條、第六條、第九條から第十四條まで、第十三條、第十四條及び前条の規定は、更新組合員であつた者が再びもとの組合の組合員となつたものについて準用する。

附則第二十三條第一項中「国家公務員（臨時に使用される者及び常時勤務に服しない者を除く。以下同じ。）を「恩給公務員、長期組合員又は国家公務員共済組合法の組合員である国家公務員」に改める。

附則第二十四條第一項中「国家公務員として」を「前条第一項の国家公務員（同項の国家公務員として在職した後、引き続き恩給公務員、長期組合員若しくは国家公務員共済組合法の組合員である地方公務員又は同法の組合員であつたものとみなされる公庫等の職員となり、更に引き続き同項の国家公務員となつた場合におけるこれらの地方公務員又は公庫等の職員を含む。以下同じ。）として」に改める。

附則
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(従前の給付に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に給付事由が生じた給付については、この附則に特別の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

(出産費等に関する経過措置)

第三条 改正後の公共企業体職員等共済組合法(以下「新法」という。)

第三十七条、第三十八条及び第四十条の規定は、昭和三十六年六月十五日以後に組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの者の被扶養者である配偶者が出産した場合について適用する。

(前後期間の合算に伴う経過措置)

第四条 新法第十五条第二項及び第三項、附則第十七条の二その他の前後の組合員期間の合算及びこれに係る長期給付に関する規定は、この法律の施行の日前に退職した組合員であつた者であつて、再びもとの組合の組合員となりこの法律の施行の日において現に当該組合の組合員であるもの及びこの法律の施行後に再びもとの組合の組合員となるものについても適用する。

2 この法律の施行の日において組合員である者で退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金又は新法附則第四条第四項に規定する恩給その他の給付を受ける権利を有するものがこの法律の施行の日から九十日以内に当該年金、恩給その他の給付の受給を継続することを希望する旨を申し出たときは、その者については、前項に規定する新法の規定は、適用しない。その者が退職し、再びもとの組合の組合員となつた場合についても、同様とする。

(更新組合員等の年金に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に退職した更新組合員若しくは転入組合員(以下「更新組合員等」という。)であつた者又はこれらの遺族及びこの法律の施行前に死亡した更新組合員等の遺族であつて、附則第五条第一項及び第十一条の規定の改正又は恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百三十九号)の施行により新たに組合員期間その他退職年金又は遺族年金を受ける権利の基礎となる期間(以下この項において「基礎期間」という。)に算入されることとなつた期間(以下この条において「算入期間」という。)を当該更新組合員等の基礎期間に算入するとすれば退職年金又は遺族年金を受けることとなるものについては、昭和三十六年十月分(新法附則第五条第一項第三号の期間に係るもの)については、この法律の施行の日以降、算入期間を基礎期間に算入して退職年金又は遺族年金を支給する。

2 この法律の施行前に退職した更新組合員等であつた者又はその遺族及びこの法律の施行前に死亡した更新組合員等の遺族であつて、この法律の施行の際現に退職年金、減額退職年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有するものについて、当該更新組合員等の組合員期間に算入される算入期間があるときは、昭和三十六年十月分以降、算入期間を組合員期間に算入してその年額を改定する。

3 第一項の場合については、新法附則第十六条第二項本文及び第三項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「更新組合員であつた者」とあるのは「更新組合員等であつた者若しくはその遺族又は更新組合員等の遺族」と、同条第二項本文中「退職年金、減額退職年金又は退職一時金」とあるのは「退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金」と、同条第三項中「退職一時金の支給」とあるのは「退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金の支給」と、「又は減額退職年金」とあるのは「減額退職年金又は遺族年金」と、「退職一時金基礎額」とあるのは「退職一時金基礎額、廃疾一時金又は遺族一時金」と読み替へるものとする。

3 新法第六十一条の三第三項及び第五項の規定は、第一項の返還一時金の支給を受けるべき者について準用する。

(軍人恩給等)

第七条 この法律の施行の際現に退職年金、減額退職年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する更新組合員等であつた者又はその遺族及び更新組合員等の遺族であつて、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)

附則第二十四条の五第一項の規定により新たに普通恩給である軍人恩給又はこれに係る扶助料(以下「軍人普通恩給等」という。)を受けることとなつたものに関しては、普通恩給である軍人恩給については昭和三十一年十月一日以降、これに係る扶助料については昭和三十一年十月一日以降、当該軍人普通恩給等の基礎となつてゐる恩給公務員期間を算入して新法の例により当該退職又は死亡に係る給付を改定する。

2 新法第六十一条の三第一項及び第二項の規定は、前項本文の規定

2

前項の場合については、新法附則第十五条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「更新組合員であつた者」とあるのは「更新組合員等であつた者若しくはその遺族又は更新組合員等の遺族」と、「退職年金、減額退職年金又は退職一時金」とあるのは「退職年金、減額退職年金、遺族年金、退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金」と、「若しくは減額退職年金」とあるのは、「減額退職年金若しくは遺族年金」と、「退職一時金は支給」とあるのは「退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金は支給」と、「退職年金又は減額退職年金」とあるのは「退職年金、減額退職年金又は遺族年金」と、「退職一時金基礎額」とあるのは「退職一時金基礎額、廃疾一時金又は遺族一時金」と読み替へるものとする。

3 組合は、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十一号）附則第七条第一項又は第二項の一時金の支給を受けた者又はその遺族であつて、法律第百五十五号附則第二十四条の五第一項の規定により

新たに軍人普通恩給等を受けることとなつたもの（次条第一項の規定による申出をしたものを含む。）については、新法第十九条の規定の例により、当該一時金の額を給付金から控除するものとする。

第八条 法律第百五十五号附則第二十四条の五第一項の規定の適用を受ける更新組合員等、更新組合員等であつた者若しくはその遺族又は更新組合員等の遺族のうち、総理府令で定めるところにより、この法律の施行の日から九十日以内に当該軍人普通恩給等を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たものは、同項の規定にかかわらず、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。

（費用の負担）
第九条 附則第四条の規定により生ずる組合の追加費用（新法附則第五条に規定する組合員期間に算入される期間に係る部分に限る。）及び附則第五条の規定により生ずる組合の追加費用は、公共企業体が負担する。
（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正）

第十条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第四号中「附則第十一条第三項」を「附則第十一条第二項」に改める。

○議長（清瀬一郎君） 委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事嶋田宗一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔嶋田宗一君登壇〕

○嶋田宗一君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、貿易自由化の繰り上げ等、最近におけるわが国経済情勢の変化にかんがみ、關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を次のように改正することといたしております。

まず第一に、御承知の通り、わが国の現行關稅率表は昨年度において全面的に改正されたものでありますが、そ

の際に検討を見送られた物品及び貿易自由化の繰り上げに伴い、關稅率について調整を必要とされる物品百三十八品目について、稅率の引き上げまたは關稅割当制度の採用等を実施するとともに、一部の物品については稅率の引き下げを行ふことといたしております。

第二に、自由化に伴う一時的な輸入の増大等により、国内産業に打撃を受けるおそれのあるものにつきまして、自由化後一定期間を限つて暫定的に稅率の引き上げ等を行ふこととものに、稅率の引き上げを行ふた物品のうち一部のものにつきましては、需要産業または消費者に及ぼす影響を少なくするため、原則として自由化の時期まで暫定的に現行稅率を据え置くことといたしております。

第三に、製油用原油の關稅につきましては、次のような措置をとることといたしております。すなわち、御承知の通り、現在製油用原油につきましては、一キロリットル当たり三百二十円、従価六％相當の暫定輕減稅率を適用しておりますが、これを一キロリットル当たり五百三十円、従価一〇％相當の基本稅率に戻すことといたしております。ただし、この稅率の引き上げ

は、石油と競合するエネルギー源としての石油産業の保護をはかることを目的といたしておりますので、石炭の長期引き取りを行なっている電力業者及び製鉄業者に対しては、その使用する重油に対し、石油關稅引き上げ相當額を還付することとし、實質的に引き上げの効果が及ばないように措置することといたしております。

また、わが国において最近著しい発展を遂げつつある石油化学工業につきましては、その原料について、諸外国ともおおむね減免税を行なつており、また、石炭との競合の懸念もありませんので、輸入原油から精製した揮発油及びガスで、石油化学製品の原料となるものにつきましては、引き上げ役の石油關稅の全額を還付することといたしております。

第四に、本年三月末で適用期限が到来する重要機械類等の暫定免稅物品及び現在暫定稅率が適用されている物品のうち必要があると認められるものにつきましては、それぞれの適用期間をさらに一年間延長することといたしております。

本案につきましては、農林水産委員会との連合審査会を開く等、慎重審議の結果、去る十六日、質疑を終了し、

討論に入り、日本社会党を代表して有馬委員より反対討論があった後、直ちに採決を行ないましたところ、起立多数をもって原案の通り可決となりました。

次に、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、第三十八回国会において、健康保険法、恩給法及び国家公務員共済組合法等の一部が改正されたことに伴ひまして、公共企業体職員等共済組合の給付内容に不均衡を生ずることとなりましたので、その内容を合理化するため、次のような改正を行なうこととしております。

まず第一に、新たに、組合員の出産費につきましては六千円、配偶者の出産費につきましては三千円の最低保障額を設けることとするともに、育児手当金につきましては、現行の生後六カ月間毎月四百円ずつという支給方式を改めまして、出産時に二千四百円を一括支給することとしております。

第二に、更新組合員等につきましては、旧国民医療法に基づく日本医療団の職員であった期間及び外国政府の職員であった期間を組合員期間に算入す

ることとするともに、旧令共済組合の組合員であった期間は、すべて実期間として組合員期間に算入することとしております。

第三に、組合員が一たん退職した後、再びもとの公社に就職した場合におきまして、再就職前後の組合員期間を合算して、退職年金の受給資格年限に達するときは、これらの組合員期間を通算することとしております。

本案につきましては、審議の結果、去る十六日、質議を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致をもって参議院送付案の通り可決となりました。

なお、本案に対しましては、全会一致をもって附帯決議を付すべきものと決しました。附帯決議の内容は次の通りであります。すなわち、

政府は、公共企業体職員の南満洲鉄道株式会社等の職員であつた期間についても、さらに通算措置を講ずるよう検討を加えるべきである。というものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 両案のうち、日程第一、すなわち、関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案に

ついては、討論の通告がございます。これを許します。有馬輝武君。

〔有馬輝武君登壇〕

○有馬輝武君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案について、反対の討論をいたさんとするものであります。

(拍手)

今や、池田総理の自信や自負をよそに、池田内閣に経済はまかしておけないということが、国民の強い世論となつております。一九六一年度は、幻想にすぎなかつた池田総理の所得倍増計画に幻惑されて、日本経済の体質を忘れた過剰な設備投資が行なわれ、その必然的な結果としての国際収支の悪化をもたらしました。そのでこ入れとしての金融引き締めは、この異常体質を改善するのに何ら役立たず、むしろ中小企業の黒字倒産など、無用な犠牲を出すことに終わったのであります。

それどころか、物価は上昇に上昇を重ねて、政府の無為無策と相待ち、わずかな賃金上昇をさへも無意味なものとして、勤勞階層の生活をますます追い詰めることになってしまいました。この私の批判が不当なものでなかつたことは、つい先ごろ行なわれた毎日新聞の世論調査で、池田内閣に対する支持率が急激に下がって、吉田内閣の最低のときと同じところまで落ちていた事実が、雄弁に物語っているのであります。(拍手)

池田総理は、今こそそのよつてきたところを冷静に見詰め、日本社会党が、この本会議場で、予算委員会であるいは各委員会に指摘し続けている真摯な声に対応する施策を早急に講ずべきであります。(拍手) このことこそが、総理が口癖のように言われる政治の姿勢を正し、国民のための政治を確立する第一歩だと存するのであります。

私たちは、池田総理に経済のことがまかしてられないのと同時に、外交のこともまたまかしておけないのであります。総理は、昨年の米国及び東南アジア諸国の訪問以来、またまた外交のこともおれにまかしておけと言いたげな口ぶりでありました。しかし、そのおかげで小坂外務大臣の影がおぼろになつたのに比べて、外交の成果はあまりにも上がらな過ぎるのであります。無謀な日韓会議の推進といい、だれしもが贈与と心得ていたガリオア・エロアの返済協定といい、大所高所というまぎらわしい言葉使いによりまし

て、一たんきめた協定をほごにするタ イ特別円の取り扱いといい、成果が上がらないどころか、むしろ日本の外交に疑惑と混乱と莫大な損失を与えつつあるのが現実の姿であります。私がこの法案に反対する理由も、その根本的な理由がここにあるのであります。(拍手)

政府は、この十月までに貿易の自由化を九〇%以上推進進めるといふ。貿易の自由化のためには、国際競争力に耐え得るよう、国内の産業構造を整備強化することが緊要なことは言うを待たないところであります。そのための準備と計画が、はたして整えられているのであるまいしょうか。政府がなし得ることは、独禁法に違反してその緩和をはかり、大企業の合同、集中を許すことぐらいに終わらうとしているのであります。国際競争力に耐え得るためには、まず生産コストを引き下げる努力が払われなければなりません。政府は、物価抑制に力を注ぐと称して、その総合対策を立てるかたから、私鉄運賃の値上げを認めるなど、独占企業のあくなき利潤追求にただ追従し続けるだけではありませんか。確かに貿易の自由化は世界の趨勢であります。政府は、わが国もこの自由

化に即応していくのであるから、その対応策として、今回の改正で関税率の調整をはかるというのであるが、EEC諸国の域内関税を初め、各国が関税率を引き下げつつある事実をどのようにに見ているのでありましょうか。

この経済外交に対する無定見さは、EECに対する政府の態度にも十二分にうかがえるのであります。すでに第二段階に入ったEEC事務局が二千名に上るスタッフをかかえて、あすの統一経済機構、いな、一つの統治機構さえ作ろうとしている時期に、これに対する日本の外交布陣というものは全然なく、ボンの大使館から、そのつど国境を越えて、のこのことブラッセルに出かけていって対処するといったようありません。その結果が、たとえば西ドイツ、フランス、イタリア三国の間で、西独から出されたグレムゼ報告に基づいて、日本製ミシンに混合関税をかけ、その締め出しをはかったとき、日本の公館頼むに足らずと、現地の業者たちが必死に涙ぐましい努力を続けた事実を私たちは忘れることができないのであります。政府は、EECの動きに対処するため、EEC発足と同時に、専任大使を置き、それを補完できる外交布陣の布石を直ちにしくべきであったと思うのであります。

池田総理の東南アジア各国訪問旅行のいうところの成果は、今月東京で開催されたエカフエ第十八回総会にも反映してしかるべきでありました。ところが、アジアの唯一の先進国、工業国としてのわが国に対するアジア諸国の期待が予想以上に大きかったにもかかわらず、一昨年バンコック総会で採択された域内経済協力促進に基づくアジア経済協力機構、O A E Cの構想に対しては、せいぜい前向きな慎重論しかとれない結果に終わっているものであります。極言すれば、アジアの経済協力あるいは統合機構形成について、その責任と負担を回避したものと言えるで

あります。反対理由の第三は、今日の改正がガットの取りきめと矛盾するからであります。今国引き上げた品目の中には、ガットですでに低い税率できめたものがありますが、今後のガットにおける交渉で政府はどのように説明するのでありましょうか。将来引き下げるというても、その時期的なズレをどうするのでありましょうか。ガットで認められなければならないのであります。自由化の対応策にもならないのであります。(拍手)このようなことは、本年度政府施策の基調である国際収支の改善、四十七億ドルの輸出、四十八億ドルの輸入の達成など、とうてい不可

能であることが、すでに当初から明らかになっているものであります。

反対理由の第三は、この改正が国内産業保護を忘れた無慈悲な措置にほかならないからであります。関税の目的が、財政収入と国内産業保護をはかることにあることは常識でありますけれども、産業保護の機能にはおのずから限界があることもまた周知の事実であります。そのゆえに、輸入バナナ、パイナップル、スジコ、時計、雑豆あるいは外車等の差益を国が吸い上げ、国内同一産業を保護するため設けられていた特定物資臨時措置法の期限がこの六月で切れるのであります。特にその国内果実に与える打撃は甚大なるものがあります。たとえば今回の改正により、バナナの関税が二〇%から三〇%に引き上げられてはいますが、原価の八〇%から一二五%にも及ぶ高い差益金を政府が徴収していた臨時措置法がなくなるのでありますから、バナナの輸入量は現在の約十一倍、値段は約半分以上に下がることは確実視されておるのであります。その結果、国内果実の価格、特に生産者価格は約五〇%ぐらいた下がると見込まれております。昨年通過した政府原案の農業基本法が、農産物価格の安定をはかるものでなく、農業所得を他産業の地位まで引き上げるものでもないことは、私たちが強く指摘して参ったところで

あります。農業基本法に見られた政府の農家軽視の態度は、この関税法改正にさへ露呈しておるのであります。農業基本法にいわれていたいゆる選択的拡大の大宗であった園芸果実が、みごとに窮地に立たされる結果になるのであります。

反対理由の第四は、この改正が、税制の基本原則である公平の原則を無視しているばかりか、憲法違反の疑いさえ持っているからであります。すなわち、電力業、鉄鋼製造業等の使用した重油については、政令によってこれらの業者に今回の関税引き上げ分あるいは全額相当額を還付する恩恵を与えながら、農業の用に供されるB、C重油については、この恩恵から除外しているものであります。さらに、私たちがしばしば指摘して参りました憲法第二十条第二項「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」という規定に違反する税関における輸入映画、書籍等の検査規定をそのまま存置しているところに、私たちの本法律案に反対する大きな理由があるのであります。(拍手)以上、私はこの法律案に反対する理由の二、三点を明らかにいたしますと同時に、政府がなすべきことは、このような小手先の改正、いな、改悪ではなくて、貿易自由化あるいはEECの対策等、わが国を世界経済の孤児とな

ることから守る根本的な経済政策の樹立こそが先決であることを強く指摘いたしまして、私の反対の討論を終わるものであります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

両案のうち、まず、日程第一について採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第三 日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第三、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案を議題といたします。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十七年二月三日

内閣総理大臣 池田 勇人

日本国有鉄道法の一部を改正する法律

日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「運営を行う事業」を「運営を行なう事業、日本国有鉄道の運送事業と直通運輸を行なう運送事業その他これらに準ずる日本国有鉄道の運送事業と密接に関連する運輸に関する事業」に改め、同条第二項を次のように改める。

右
地方交付税法の一部を改正する等の法律案
国会に提出する。

昭和三十七年二月十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

地方交付税法の一部を改正する等の法律(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
第六条中「百分の二十八・五」を「百分の二十八・九」に改める。
第十二条第一項の表を次のように改める。

地方団体 の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
一 警察費	警察職員数	一人につき		五九七、九〇〇〇円

2 前項の規定により日本国有鉄道が投資することができる事業の範囲は、政令で定める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
日本国有鉄道の経営の改善に資するため、投資することができ得る事業の範囲を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長簡牛九夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔簡牛九夫君登壇〕

○簡牛九夫君 ただいま議題となりました日本国有鉄道法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のごとく、国鉄は現在新五カ年計画を実施中であり、最近におけるわが国経済の発展に伴う輸送要請の増大に対処するためには、この新五カ年計画の規模をもつてしても必ずしも十分でない実情が生じておるのであります。特に、最近発展の著しい臨海工業地域における鉄道輸送あるいは大都市における貨物輸送体制の改善等について、種々の施策が強く要請されているのであります。この新五カ年計画のおもなる目標が幹線輸送力の整備に置かれていたことから、これらの要請に十分にこたえることは、時期的にも資金的にもはなはだ困難な実情にあるのであります。

従つて、本法案は、国民が国鉄に期待する輸送サービスをできる限り早期にかつ円滑に実現し得るよう、国鉄の資金、施設の能率的活用をはかる方法として、国鉄が他の事業に投資できる範囲を現在より拡大いたしました。日本国有鉄道及び他の運送事業者がとも使用する輸送施設の運営を行なう事業、日本国有鉄道の運送事業と直通運輸を行なう運送事業、その他これらに準ずる日本国有鉄道の運送事業と密接に関連する運輸に関する事業であつて、政令で定める範囲内のものに限りて投資できるよう、改正いたそうとするものであります。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第四 地方交付税法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第四、地方交付税法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

二 土木費		一 道路費	
1 道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	二五八〇
2 橋りより費	橋りよりの面積	一メートルにつき	一五六〇〇
3 河川費	河川の延長	一平方メートルにつき	三五一一三
4 港湾費	港湾(漁港を含む)の延長	一メートルにつき	一一、一八八〇〇
	留施設の延長	一メートルにつき	三六八三
	港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	一メートルにつき	二、一二七〇〇
5 その他の土木費	人口	一人につき	四、四〇〇〇〇
			五四五一

面積	一平方キロメートルにつき	七六三、一一七〇〇	三五六〇〇
海岸保全施設の延長	メートルにつき		
三 教育費			
1 小学校費	一校につき	二二七、五六〇〇〇	
2 中学校費	一校につき	七七、四〇〇〇〇	
3 高等学校費	一校につき	二四七、五九〇〇〇	
4 その他の教育費	一人につき	七、四〇〇〇〇	
4 育費	一人につき	四三一、六〇〇〇〇	
4 育費	一人につき	四、三一五〇〇	
4 育費	一人につき	八九〇一	
4 育費	一人につき	七九、〇〇三〇〇	
四 厚生労働費			
1 生活保護費	一人につき	二二六六〇	
2 社会福祉費	一人につき	一〇三九一	
3 衛生費	一人につき	二四一五一	
4 労働費	一人につき	二二六〇〇	
4 労働費	一人につき	三〇、二八七〇〇	
五 産業経済費			
1 農業行政費	一町歩につき	一、九六八〇〇	
2 林野行政費	一戸につき	三、〇二二〇〇	
3 水産行政費	一町歩につき	一、七四七〇〇	
4 商工行政費	一人につき	一〇、六三一〇〇	
4 商工行政費	一人につき	五六一〇〇	
六 その他の行政費			
1 徴税費	千円につき	一二二七七	
2 恩給費	一人につき	三九、一〇〇〇〇	
3 その他の諸費	一人につき	四四五〇〇	
七 災害復旧費			
七 災害復旧費	一平方キロメートルにつき	一四一、〇〇〇〇〇	
八 特定償還費	一円につき	九五	二五

市町村			
一 消防費	人口	一	三三八二七
二 土木費			
1 道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	一〇六二
2 橋りよう費	道路の延長	メートルにつき	一一五四
3 港湾費	橋りようの面積	一平方メートルにつき	三一九一六
3 港湾費	木橋の延長	メートルにつき	七八四二四
3 港湾費	港湾（漁港を含む）の延長	メートルにつき	二、〇八七〇〇
3 港湾費	港湾（漁港を含む）の延長	メートルにつき	四、四〇〇〇〇
4 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	一二二一四
5 その他の土木費	土地区画整理事業の施行地区の面積	一坪につき	一一八七
三 教育費	人口	一人につき	四三七九
1 小学校費	児童数	一人につき	一、六一〇〇〇
2 中学校費	学級数	一学級につき	五三、六七一〇〇
3 高等学校費	生徒数	一校につき	三三六、二一〇〇〇
3 高等学校費	学級数	一学級につき	一、五三七〇〇
3 高等学校費	学校数	一校につき	五、一三三〇〇
3 高等学校費	教職員数	一人につき	三三五、四四八〇〇
3 高等学校費	生徒数	一人につき	三九五、六〇〇〇〇
3 高等学校費	人口	一人につき	四、二三六〇〇
4 育費	人口	一人につき	一九一六六
四 厚生労働費			
1 生活保護費	市部人口	一人につき	二〇二五〇
2 社会福祉費	人口	一人につき	五八六二
3 衛生費	人口	一人につき	二四四〇三
4 労働費	失業者数	一人につき	三〇、二八七〇〇
五 産業経済費			
1 農業行政費	農家数	一戸につき	二、〇二八〇〇
2 商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	二四二〇〇
3 その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一、四四一六五

22

人

道府県にあつては公立高等学校の設置、適正配

人

六	その他の行政費	市町村税の税額	千円につき	一一九七三
1	徴税費	本籍人口	一人につき	三六九三
2	戸籍住民登録費	世帯数	一世帯につき	一四八一六
3	その他の諸費	人口	一人につき	六五六三八
七	災害復旧費	面積	一平方キロメートルにつき	三三三、〇〇〇
八	特定償還費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき	九五
		公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき	二五

12

12.

に

に

12

12

に

に

15

に

4

五

— 84 —

5

2

に改

第十三条第三項第二号中「納稅義務者又は特別徴収義務者」を「人口」に改め、同条第四項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、行政補償等の差があることにより給費の額が割高又は割安となるため第三号イの補正の適用される経費については、当該経費の測定単位の数値に当該割高となつてゐる、又は割安となる度合に応じて自治省令で定める率を乗じた数値を用いて当該段階補正に係る係数を算定することができるものとする。

第十三条第四項第二号中「納税義務者又は特別徴収義務者」を「人口」に改め、同条第五項の表

道府県の項中		3 河川費	河川の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正
		4 港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正
		5 その他の土木費	人口 面積	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正
3 河川費	河川の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	に、	
4 港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	に、	
5 その他の土木費	人口 面積 海岸保全施設の延長	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正 密度補正	を	
3 高等学校費	生徒数	種別補正、態容補正及び寒冷補正	を	
3 高等学校費	教職員数	種別補正、態容補正及び寒冷補正	に	
3 高等学校費	生徒数	種別補正、態容補正及び寒冷補正	に	
改め、同表市町村の項中		3 港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	種別補正、態容補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正
		4 都市計画費	都市計画区域における人口	段階補正、態容補正及び寒冷補正
3 港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	に、	
4 都市計画費	都市計画区域における人口	態容補正	を	
3 高等学校費	生徒数	種別補正、態容補正及び寒冷補正	を	

3 高等学校費	教職員数	種別補正、態容補正及び寒冷補正	に	
3 高等学校費	生徒数	種別補正、態容補正及び寒冷補正	に	
改め、同表市町村の項中		2 所得割	当該市町村の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額及び前年度分の所得税の基礎となつた納税義務者等の数	に、
		四 市町村たばこ消費税	当該市町村の区域内における前年度中のたばこの小売売上額	を
		四 市町村たばこ消費税	前年度の市町村たばこ消費税の課税標準額	に改める。
附則		第二条 臨時地方特別交付金に関する法律（昭和三十三年法律第六十八号）は、廃止する。		
附則		第一条 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十三年度分の地方交付税から適用する。		

2 昭和三十一年度に限り、道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の基礎財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用を次項の規定により算定した測定単位の数値に乘じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	高等学校生徒急増対策費	公立の高等学校の増加生徒数	一人につき一六、〇〇〇円
		私立の高等学校の増加生徒数	一人につき三、六〇〇円
指定都市	高等学校生徒急増対策費	公立の高等学校の増加生徒数	一人につき一六、〇〇〇円

3 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 公立の高等学校の増加生徒数	昭和三十一年五月一日現在に調査した学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の公立の高等学校の増加生徒数（昭和三十一年五月一日現在に調査した学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の公立の高等学校の増加生徒数）	人
二 私立の高等学校の増加生徒数	昭和三十一年五月一日現在に調査した学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の私立の高等学校の増加生徒数（昭和三十一年五月一日現在に調査した学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の私立の高等学校の増加生徒数）	人

4 前項の場合において、同項の測定単位のうち公立の高等学校の増加生徒数については、昭和三十一年五月一日現在に調査した学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の公立の高等学校の全日制の課程への入学者数を学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の昭和三十一年度の中学校の卒業生数で除して得た率等を基礎として、自治省令で定めるところにより補正することができる。

5 昭和三十一年年度に限り、改正後の地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項中

「四 道府県たばこ消費税 前年度の道府県たばこ消費税の課税標準額」とあるのは

「四 道府県たばこ消費税 昭和三十一年四月分の道府県たばこ消費税の課税標準額及び昭和三十一年四月一日から昭和三十一年二月二十八日までの間に於いて売り渡された製造たばこの本数に二・六〇一円を乗じて得た額」と、同表市

町村の項中「四 市町村たばこ消費税 前年度の市町村たばこ消費税の課税標準額」とあるのは

「四 市町村たばこ消費税 昭和三十一年四月分の市町村たばこ消費税の課税標準額及び昭和三十一年四月一日から昭和三十一年二月二十八日までの間に於いて売り渡された製造たばこの本数に二・六〇一円を乗じて得た額」とする。

6 昭和三十六年度分以前の臨時地方特別交付金でまだ交付していない額は、昭和三十一年度以降において交付するものとし、その交付については、なお従前の例による。

7 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の二十八・五」を「百分の二十八・九」に改める。

附則第十四項を次のように改める。

14 政府は、地方交付税法の一部を改正する等の法律（昭和三十一年法律第 号）による廃止前の臨時地方特別交付金に関する法律に基づき臨時地方特別交付金に相当する金額で、まだこの会計に繰り入れていないものがあるときは、これを、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

附則第十五項中「臨時地方特別交付金に関する法律」を「地方交付税法の一部を改正する等の法律による廃止前の臨時地方特別交付金に関する法律」に改める。

8 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中「地方交付税及び臨時地方特別交付金」を「及び地方交付税」に改める。

理由 地方財政の現況にかんがみ地方交付税の率を引き上げ、臨時地方特別交付金を廃止するとともに、地方交付税の総額の増加に伴い単位費用を改定し、測定単位の数値及びその算定基礎並びに測定単位の数値の補正方法の一部を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十七年三月二十二日 衆議院會議録第二十六号 地方交付税法の一部を改正する等の法律案 朗読を省略した議長の報告

五四八

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事渡海元三郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔渡海元三郎君登壇〕

○渡海元三郎君 たいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する等の法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、明年度は、地方公務員の退職年金制度の創設を初めとして、地方団体の財政需要が増高をいたしますので、政府はこのような地方財政の実情を考慮して、本案を提出したのであります。

その内容の要点は、

第一に、地方交付税の総額について、所得税、法人税及び酒税の収入額の百分の二十八・五を、百分の二十八・九に改めるとともに、これに関連

して、臨時地方特別交付金を廃止することとしております。

第二に、昭和三十七年度における道路整備事業、社会保障施策にかかる経費の増加、及び地方公務員の給与改定の平年度化等に対処するため、関係各費目の単位費用の引き上げを行ない、また税外負担の解消、後進市町村の財源の強化等について所要の措置を講じております。

第三に、高等学校生徒の急増に伴い必要とされる整備事業費について、特に高等学校生徒急増対策費という費目を設けて所要の財源の付与を行なっております。

本案は、三月十五日本委員会に付託され、同二十日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重に審査を行なったのでありますが、その詳細は會議録によつて御承知いただきたいと存じます。

三月二十日、質疑を終了し、討論に入り、渡海元三郎君は自由民主党を代表して本案に賛成、山口鶴男君は日本

社会党を代表して本案に反対、門司亮君は民主社会党を代表して本案に反対の意見を述べられました。次いで、採決を行ないましたところ、賛成多数をもって本案は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これをもって散会いたします。

午後二時四十二分散会

出席国務大臣

運輸大臣 斎藤 昇君

出席政府委員

大蔵政務次官 天野 公義君
自治政務次官 大上 司君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る、十六日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る十六日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和三十六年度第二・四半期における国庫の状況

一、去る十六日、内閣を経由して首都圏整備委員会委員長中村 梅吉君から、首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第十五条の規定に基づく首都圏整備計画作成及び実施状況報告書を受領した。

(政府委員発令通知受領)

一、去る二十日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛同日(労働省婦人少年局長)谷野せつ子の第四十回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(議席変更)

一、去る十六日、衆議院規則第十四条但書により、議長において議席を次の通り変更した。

三二 茨城県第三区選出議員

三三 岡本 隆一君

三三 石田 宥全君

三四 中島 巖君

七四 森島 守人君

一〇五 滝井 義高君

一〇八 川俣 清吾君

一〇九 久保田鶴松君

一一〇 山口シヅエ君

一一一 戸叶 里子君

一一五 中村 高一君

一七〇 山花 秀雄君

一七一 矢尾喜三郎君

一七二 永井勝次郎君

一七九 勝岡田清一君
一八〇 成田 知巳君
一八一 赤松 勇君
一八二 猪俣 浩三君
一八三 松前 重義君

(理事補欠選任)

一、去る二十日、社会労働委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 五島 虎雄君(理事滝井義高君去る二十日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る十六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

小川 半次君 金子 一平君

前田 正男君 小沢 辰男君

木村 公平君 久野 忠治君

地方行政委員

和田 博雄君 湯山 勇君

法務委員

田中幾三郎君

外務委員

野原 覺君 西尾 末廣君

農林水産委員

中澤 茂一君 山田 長司君

湯山 勇君 片山 哲君

淡谷 悠蔵君 加藤 清二君

和田 博雄君

商工委員

林 博君

通信委員

受田 新吉君 玉置 一徳君

建設委員

松浦周太郎君 山口 好一君

加藤 清二君 横路 節雄君

小川 半次君 前田 正男君

山田 長司君

決算委員

芳賀 貢君 中澤 茂一君

一、去る十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

文教委員

松前 重義君 野原 覺君

予算委員

一、去る二十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

和田 博雄君 玉置 一徳君

外務委員

帆足 計君 田原 春次君

大蔵委員 田原 春次君 帆足 計君

文教委員 高橋 英吉君 佐々木義武君

農林水産委員 中澤 茂一君 芳賀 貢君

運輸委員 佐々木義武君 竹内 俊吉君

田邊 國男君 高橋 英吉君

決算委員 久保 三郎君 芳賀 貢君

中澤 茂一君

一、去る十六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 木村 公平君 小沢 辰男君

久野 忠治君 金子 一平君

小川 半次君 前田 正男君

湯山 勇君 和田 博雄君

法務委員 片山 哲君

外務委員

横路 節雄君 田中幾三郎君

農林水産委員 淡谷 悠蔵君 加藤 清二君

和田 博雄君 玉置 一徳君

中澤 茂一君 山田 長司君

湯山 勇君

商工委員 蔵内 修治君 林 博君

通信委員 西尾 末廣君

建設委員 田中幾三郎君

予算委員 小川 半次君 前田 正男君

山田 長司君 野原 覺君

松浦周太郎君 山口 好一君

加藤 清二君

決算委員 中澤 茂一君 芳賀 貢君

一、去る十九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

文教委員 野原 覺君

予算委員 松前 重義君

一、去る二十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

公聴会開会承認要求書

公聴会を開こうとする議案

公職選挙法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方行政委員

安井 吉典君 門司 亮君

外務委員 田原 春次君 帆足 計君

大蔵委員 帆足 計君 田原 春次君

文教委員 佐々木義武君 高橋 英吉君

農林水産委員 芳賀 貢君 中澤 茂一君

運輸委員 高橋 英吉君 田邊 國男君

竹内 俊吉君 佐々木義武君

決算委員 和田 博雄君 中澤 茂一君

芳賀 貢君

一、公聴会開会承認

一、公職選挙法改正に関する調査特別委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る十六日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

公聴会を開こうとする議案

公職選挙法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十七年三月二十二日 衆議院會議録第二十六号 朗読を省略した議長の報告

五五〇

一、意見を聞こうとする問題

公職選挙法等の一部を改正する法律案について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

昭和三十七年三月十六日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長 加藤常太郎

衆議院議長清瀬一郎殿

(議案提出)

一、去る十七日議員から提出した議案は次の通りである。

地方交付税法の一部を改正する法律案(和田博雄君外九名提出)

一、去る十七日内閣から提出した議案は次の通りである。

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案

一、去る十九日議員から提出した議案は次の通りである。

中小企業基本法案(松平忠久君外二十六名提出)

中小企業組織法案(松平忠久君外二十六名提出)

中小企業省設置法案(松平忠久君外二十六名提出)

一、去る十九日内閣から提出した議案は次の通りである。

行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

(議案受理)

一、去る十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

高等学校の建物の建築等に要する経費についての国の補助に関する臨時措置法案

一、去る十六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

漁業法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

一、去る二十日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

(議案付託)

一、去る十六日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

高等学校の建物の建築等に要する経費についての国の補助に関する臨時措置法案(米田勲君外四名提出、参議院第九号(予) 文教委員会 付託

一、去る十六日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

漁業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三二号(予) 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号(予) 以上二件 農林水産委員会 付託

一、去る十七日委員会に付託された議案は次の通りである。

港湾労働者の雇用安定に関する法律案(五島虎雄君外十二名提出、衆議院第二二二号) 社会労働委員会 付託

一、去る十九日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方交付税法の一部を改正する法律案(和田博雄君外九名提出、衆議院第二三三号) 地方行政委員会 付託

行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第一三五号) 法務委員会 付託

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(内閣提出、議決第一号)

一、去る二十日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案(内閣提出第一三六号(予) 地方行政委員会 付託

(議案送付)

一、去る十六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

商法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

一、去る十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

港湾労働者の雇用安定に関する法律案(五島虎雄君外十二名提出)

一、去る十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地方交付税法の一部を改正する法律案(和田博雄君外九名提出)

(議案通知)

一、去る十六日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案

關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の主な改正点は、次のとおりである。

- 1 わが国の現行關稅率表は、昨年度において全面的に改正されたものであるが、その際に検討を見送られた物品および貿易自由化の繰上げに伴い、關稅率について調整を必要とされる物品一三八品目について、稅率の引上げ又は關稅暫定制度の採用等を実施するとともに、一部の物品については稅率の引下げを行なうこととしている。
- 2 自由化に伴う一時的な輸入の増大等により、国内産業に打撃をうけるおそれのあるものについては、自由化後一定期間を限

つて暫定的に稅率の引上げ等を行なうとともに、稅率の引上げを行なつた物品のうち一部のものについては、需要産業又は消費者に及ぼす影響を少なくするため、原則として自由化の時期まで、暫定的に現行稅率をすえ置くこととしている。

- 3 製油用原油の關稅については、次のような措置をとることとしている。すなわち、現在、製油用原油については、一キロリットル当たり三二〇円、從價六％相當の暫定輕減稅率が適用されているが、これを一キロリットル当たり五三〇円、從價一〇％相當の基本稅率にもどすこととしている。

ただし、この稅率の引上げは、石油と競合するエネルギー源としての石炭産業の保護をはかることを目的としているので、石炭の長期引取を行なつてゐる電力業者および製鉄業者に

對しては、その使用する重油に對し、石油關稅引上相當額を還付することとし、實質的に引上げの効果が及ばないように措置することとしている。

また、石油化学工業については、その原料について諸外国ともおおむね減免税を行なつており、また石炭との競合の懸念もないので、輸入原油から精製した揮発油およびガスで石油化学製品の原料となるものについては、引上げ後の石油關稅の全額を還付することとしている。

- 4 本年三月末日で適用期限が到来する重要機械類等の暫定免税物品および現在暫定稅率が適用されている物品のうち必要があると認められるものについては、それぞれその適用期間を、さらに一年間延長することとしている。

なお、以上の改正に伴う増稅額は、昭和三十七年度において

約五五億圓（平年度約八〇億圓）と見込まれている。

二 議案の可決理由

貿易自由化の繰上げ等、最近におけるわが国經濟情勢の變化等にかんがみ、時宜に適するものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十七年三月十六日

大蔵委員長 小川 平二

衆議院議長清瀬一郎殿

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、參議院送付）に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の主な改正点は、次のとおりである。

- 1 新たに、組合員の出產費については六千円、配偶者の出產費については三千円の最低保障額を設けることとともに、

育児手当金については、現行の、生後六か月間毎月四〇〇円ずつという支給方式を改めて、出產時に二、四〇〇円を一括支給することとしている。

- 2 更新組合員等については、旧国民医療法に基づく日本医療団の職員であつた期間および外国政府の職員であつた期間を、組合員期間に算入することとする
- 3 組合員が一たん退職した後再びもとの公社に就職した場合において、再就職前後の組合員期間を合算して、退職年金の受給資格年限（二十年）に達するときは、これらの組合員期間を遡算することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、第三十八回国会において、健康保険法、恩給法および国

昭和三十七年三月二十二日 衆議院會議録第二十六号 議案に関する報告書

家公務員共済組合法等の一部が改正されたことに伴い、公共企業体職員等共済組合の給付内容に不均衡を生ずることとなつたので、その内容を合理化する等のため、必要な改正を行なうこととしたもので、時宜に應ずる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案については、別紙の通り、附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十七年三月十六日

大蔵委員長 小川 平二

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、公共企業体職員の南満洲鉄道株式会社等の職員であつた期間についても、さらに通算措置を講ずるより検討を加えるべきである。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、国民が国鉄に期待する輸送サービスができる限り、早期にかつ円滑に実現しうよう、国鉄の資金、施設の能率的活用をはかる方法として、国鉄が他の事業に投資できる範囲を、日本国有鉄道及び他の運送事業者がともに使用する輸送施設の運営を行なう事業、日本国有鉄道の運送事業と直通運輸を行なう運送事業、その他これらに準ずる日本国有鉄道の運送事業と密接に関連する運輸に関する事業であつて政令で定める範囲内のものに投資できるよう改正しようとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、日本国有鉄道の経営の改善に資するため有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十七年度政府関係機関予算中、日本国有鉄道資本勘定の出資七億円のうち、京葉臨海鉄道(仮称)に対する分として二億円を計上している。

右報告する。

昭和三十七年三月二十日

運輸委員長 簡牛 九夫

衆議院議長清瀬一郎殿

地方交付税法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方財政の現況にかんがみ、国税三税(所得税、法人税、酒税)の一定割合である地方交付税の率を引き上げて、その総額を増額し、これに伴つて單位費用の改訂、測定單位の數値の補正方法の一部改正など、地方交付税の算定方法の適正化によつて、この増加財源の合理的かつ適正な配分を行なうとともに、昭和三十五

年度以降住民税の減税に伴う地方財政の状況から、当分の間の措置として交付されていた臨時地方特別交付金を廃止しようとするものであつて、その要旨は次の通りである。

1 昭和三十七年度は、地方公務員の退職年金制度の創設、その他地方財政全般を考慮して、地方交付税の率を〇・四パーセント引き上げて二八・九パーセントとする。なお、このことと関連して、臨時地方特別交付金(国税三税の〇・三パーセント)は廃止する。

2 昭和三十七年度は、道路整備事業、農業基盤整備事業等に係る投資的経費の増加及び地方公務員の給与改定の平年度化等により、地方団体の所要経費が増高するので、これに対処するため、これらの経費を含む費目について單位費用を引き上げるとともに、税外負担(P.T.A等の負担)の解消をさらに促進する見

地から、学校経費に係る單位費用を引き上げる。なお、投資的経費の配分については、各地方団体の財政需要の実態に適合するよう補正方法を改め、特に後進市町村の財源を増額することを予定している。

3 昭和三十八年度から昭和四十年年度までの高等学校生徒の急増に伴い必要とされる整備事業費について、昭和三十七年度における総額百五十四億円のうち、十三億円は国庫支出金で、五十億円は地方債で措置し、残額九十一億円を地方交付税で措置することとして、そのため、昭和三十七年度については、特に「高等学校生徒急増対策費」という費目において單位費用を定めている。

二 議案の可決理由

地方財政の実情に即し、その財源の増強を図つて、これを改善しようとする本案の趣旨は、おおむね妥当と認め、賛成をもつて原案

の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に関し、昭和三十七年度一般会計予算における自治省所管の地方交付税交付金財源の繰入れに必要な経費の中に、四千三百六億九千二百七万六千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十七年三月二十日

地方行政
委員長 園田 直

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院会議録第二十四号中正誤

ベシ段 行 誤 正

四七五 三 七 ネバタ ネバダ

四七六 四 一四 危険にされ 危険にさらされ

四八五 三 三 よるに による

四八八 二 三 報酬 報酬

シシ 末 採扱 採決

シ三 六 以下 以上

衆議院会議録第二十五号中正誤

ベシ段 行 誤 正

四九三 三 「異議なし」「異議なし」と

昭和三十七年三月二十二日 衆議院會議録第二十六号

五五四

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円

(但し員外紙は二十円)
(郵送料別)

發行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三―三三官報課